

素案

第5期

# 郡山市地域福祉計画

[令和8(2026)年度～令和11(2029)年度]

郡 山 市

## **第1章 計画策定の基本的な考え方**

- 1 計画策定の趣旨と背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制

## **第2章 郡山市の現状と課題**

- 1 人口等の推移
- 2 支援ニーズの状況
- 3 地域福祉の担い手・地域組織活動の現状
- 4 アンケート調査から見える地域の現状と課題

## **第3章 計画の全体像**

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 計画の体系
- 4 各主体の役割

## **第4章 施策の展開**

### **1 施策の展開**

**基本目標Ⅰ 誰もが地域の担い手としての役割を持ち、互いに支えあえるまち**

- (1) 地域での支えあい、助けあい活動の推進
- (2) 地域における見守り支援体制の整備
- (3) 地域福祉の担い手の育成

**基本目標Ⅱ 誰もがいつでも生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち**

- (1) 分野横断的な相談窓口の充実
- (2) 課題解決に向けたネットワークの構築
- (3) 必要な情報を届ける情報発信の充実

**基本目標Ⅲ 誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち**

- (1) 生涯を通じた健康づくりの推進
- (2) こどもと子育て世代にやさしい環境整備
- (3) 保健・医療・福祉分野の充実と連携強化

### **2 関連事業一覧**

## **第5章 計画の推進**

- 1 横断的取組
- 2 郡山市社会福祉協議会との協働による推進
- 3 計画の進行管理・評価方法

## **第6章 重層的支援体制整備事業実施計画**

- 1 背景と目的
- 2 実施計画の位置づけ
- 3 事業全体の基本方針
- 4 事業実施内容及び実施体制
- 5 支援会議及び重層的支援会議の実施方法
- 6 支援関係機関間の連携に係る取組み

## **資料編**

- 1 郡山市地域福祉計画策定委員会設置要綱
- 2 郡山市地域福祉計画策定委員会委員名簿
- 3 郡山市地域福祉計画策定検討会設置要綱
- 4 郡山市地域福祉計画策定作業部会設置要綱
- 5 関係法令抜粋

# 第1章

## 計画策定の基本的な考え方

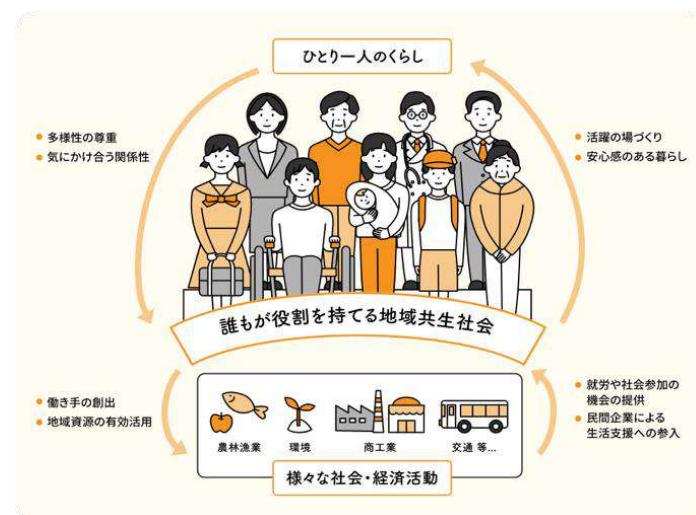
## 1 計画策定の趣旨と背景

本市では、平成 19（2007）年度から 6 年間を計画期間とする「第 1 期郡山市地域福祉計画」を策定し、誰もが、住民同士のつながりや支えあいを再認識して、誰もが住み慣れた家や地域で安心して暮らしていく地域社会の構築を行ってきました。また、平成 25（2013）年度から 5 年を計画期間とする第 2 期計画、平成 30（2018）年度から 4 年間を計画期間とする第 3 期計画、そして令和 4（2022）年度から 4 年間を計画期間とする第 4 期計画と、第 1 期計画の理念を引き継ぎながら、社会情勢とともに変化する生活課題に対応した計画となるよう見直しを行ってきました。

しかし、近年、少子高齢化や人口減少が一層進行し、核家族世帯・単身世帯の増加、ライフスタイルに関する価値観の多様化も進んでいます。こうした社会構造の変化は、地域における人々のつながりを希薄化させ、従来、家庭や地域が担ってきた支えあい機能の低下を招いています。また、生活困窮、虐待、ひきこもり、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、個人や世帯が抱える課題は、特定の分野に限定されず、複数の要因が絡み合い、複雑化・複合化しています。

このような複雑化・複合化する課題に対応するため、課題を抱える個人や世帯に対する包括的な支援体制を構築するとともに、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく地域共生社会の実現が求められます。

本計画は、すべての市民を対象として、地域に関わる市民、関係機関、事業者、行政等が協力しながら支えあうための方針として策定するものです。



資料：厚生労働省 地域共生社会

## 2 計画の位置づけ

### (1) 関係法令等による関係

本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定される市町村地域福祉計画として策定するものです。社会福祉法において、市町村地域福祉計画は、地域における高齢者、障害者、児童等の福祉に関し共通して取り組むべき事項や、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を一体的に定める計画として、策定するよう努めるものとされています。

本計画は、これらの法令上の趣旨に加え、成年後見制度の利用促進に関する法律第 14 条第 1 項に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、社会福祉法第 106 条の 5 に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」の内容を包含し、一体的に策定します。

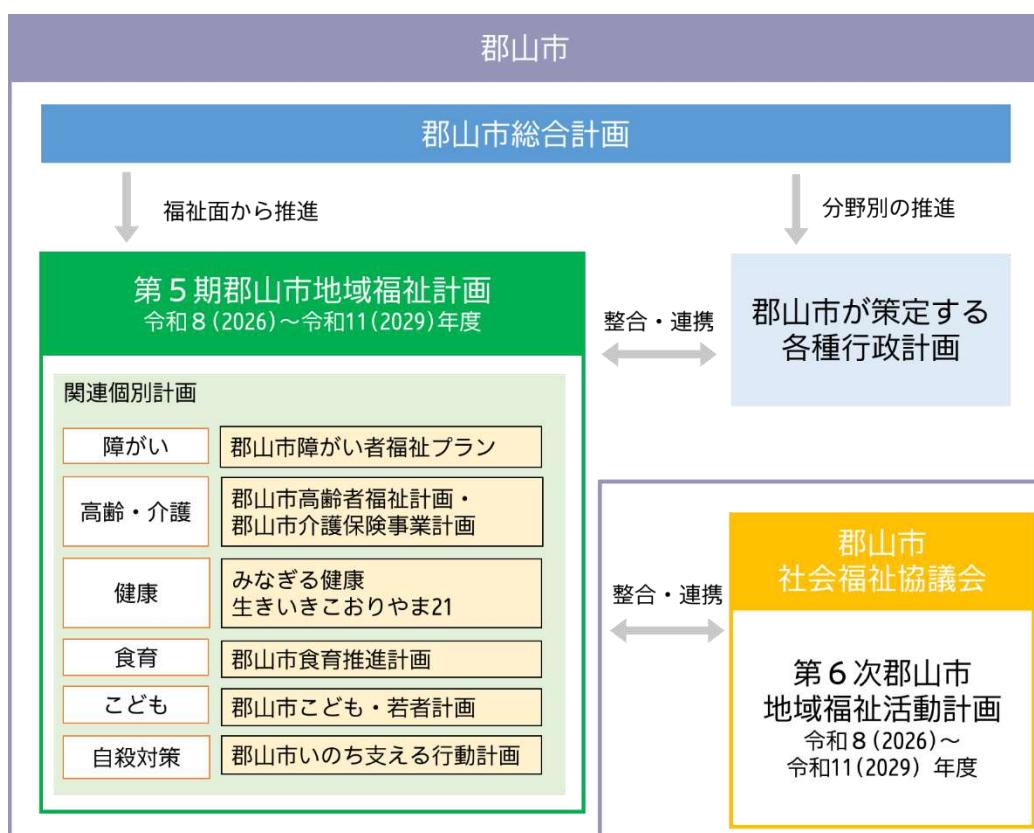
福島県においては、市町村の地域福祉の推進を支援するために、社会福祉法第 108 条第 1 項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として「福島県地域福祉支援計画（令和 3（2021）年度～令和 8（2026）年度）」を策定しています。

### (2) 郡山市の他計画等との関係

本計画は、本市の最上位計画である「郡山市総合計画」の保健福祉に関連する分野の部門別計画であると同時に、保健福祉分野における各個別計画の上位計画として定めています。

併せて、社会福祉法第 109 条に規定する民間組織であり、地域福祉の中核を担う社会福祉法人郡山市社会福祉協議会（以下、「郡山市社会福祉協議会」という。）が、地域住民や関係機関との連携により地域福祉活動の実践に向け策定する「第 6 次郡山市地域福祉活動計画」の理念計画としても位置付けています。

図 各計画との関係



### 3 計画の期間

本計画の期間は、本市の最上位計画である「郡山市総合計画」の行政計画との整合性を図るとともに、郡山市社会福祉協議会が策定する「第6次郡山市地域福祉活動計画」と連携して施策を推進するため、両計画と期間を合わせ、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や関連法制度の改正、市民ニーズの動向等を踏まえ、必要があると認めるときは、適宜計画の見直しを行うものとします。

図表 計画の期間

年度	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
総合計画								
郡山市地域福祉計画								
郡山市地域福祉活動計画								
郡山市障がい者福祉プラン								
郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画								
みなぎる健康 生きいきこおりやま21								
郡山市食育推進計画								
郡山市こども・若者計画								
郡山市 いのち支える行動計画								

図表の説明：この図表は、各計画の実施期間を示すスケジュール表です。横軸は令和4年から令和11年までの年次で、縦軸は計画名です。各計画の期間は、色-codedで示されています。

- 総合計画：第6次（平成30年度～）～第7次（～令和15年度）
- 郡山市地域福祉計画：第4期～第5期
- 郡山市地域福祉活動計画：第5次～第6次
- 郡山市障がい者福祉プラン：第5期～第6期
- 郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画：第8次～第9次
- みなぎる健康生きいきこおりやま21：第2次～第3次（～令和17年度）
- 郡山市食育推進計画：第3次～第5次（～令和12年度）
- 郡山市こども・若者計画：第2期ニコニコ子ども・子育てプラン～こども・若者計画
- 郡山市いのち支える行動計画：第1次～第2次

## 4 計画の策定体制

### (1) 郡山市地域福祉計画策定委員会との意見交換

本計画を策定するために外部委員により構成する「郡山市地域福祉計画策定委員会」、庁内の関係所属長及び郡山市社会福祉協議会により構成する「郡山市地域福祉計画策定検討会」、保健福祉部、こども部の担当職員及び郡山市社会福祉協議会により構成する「郡山市地域福祉計画策定作業部会」を組織し、庁内組織（「郡山市地域福祉計画策定検討会」及び「郡山市地域福祉計画策定作業部会」）で計画内容の調査及び検討を行い、「郡山市地域福祉計画策定委員会」に計画案を提出し、意見交換を行いました。

### (2) 市民アンケート調査

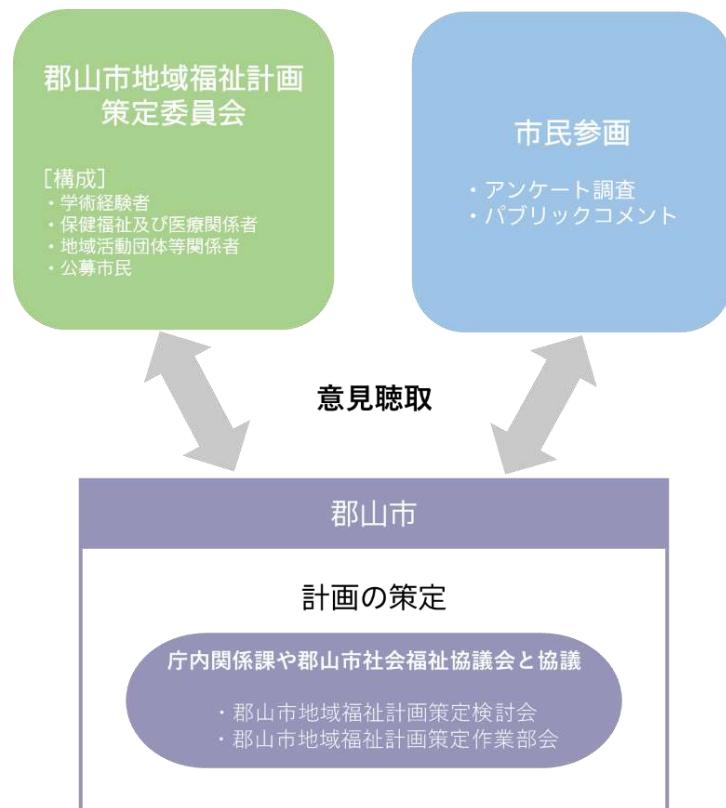
本計画を策定する基礎資料とするため、市民アンケート調査を実施し、地域福祉に対する意識や考え方、ニーズ等の把握を行いました。

- ① 調査対象：郡山市在住の18歳以上の男女3,000人を無作為抽出
- ② 調査方法：郵送による配布、郵送・オンライン方式による回収
- ③ 調査期間：令和6(2024)年9月10日(火)から  
令和6(2024)年9月27日(金)まで
- ④ 回収状況：909件(有効回答率30.3%)

### (3) パブリックコメントの実施

令和8(2026)年1月9日(金)～令和8(2026)年2月9日(月)までパブリックコメントを実施し、計画案に対し幅広く意見を聴取しました。

図 計画の策定体制イメージ



## 第2章

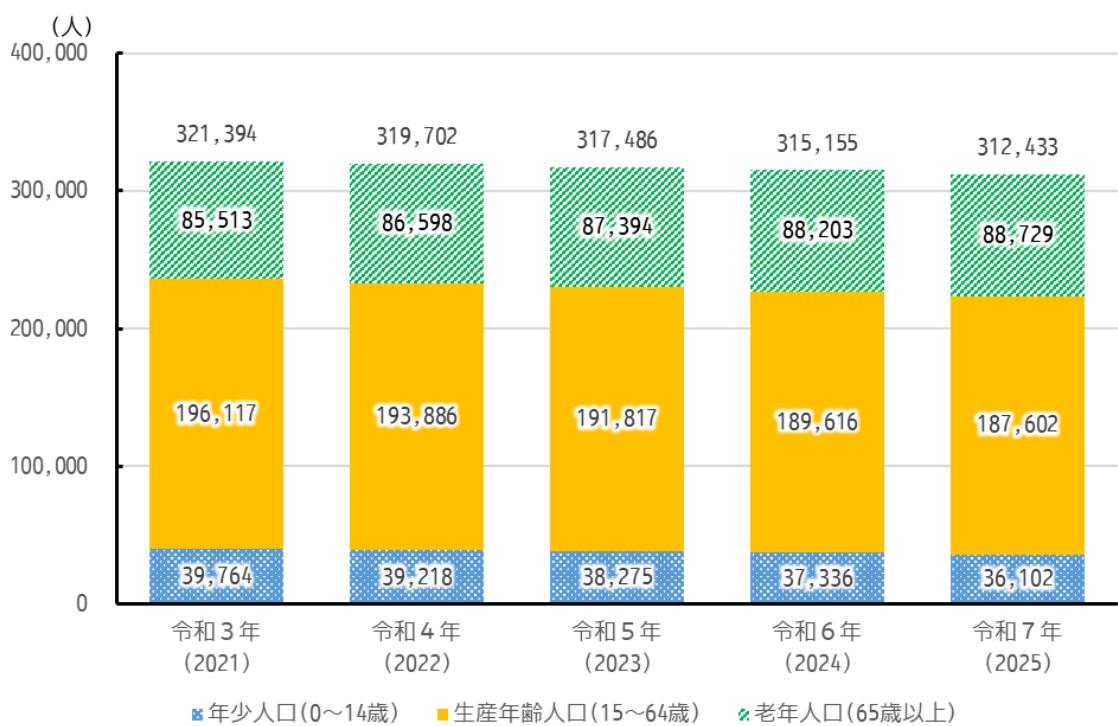
# 郡山市の現状と課題

## 1 人口等の推移

### (1) 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移について、令和3(2021)年と令和7(2025)年を比較すると、総人口は8,961人減少(令和3(2021)年比2.8ポイント減少)しています。

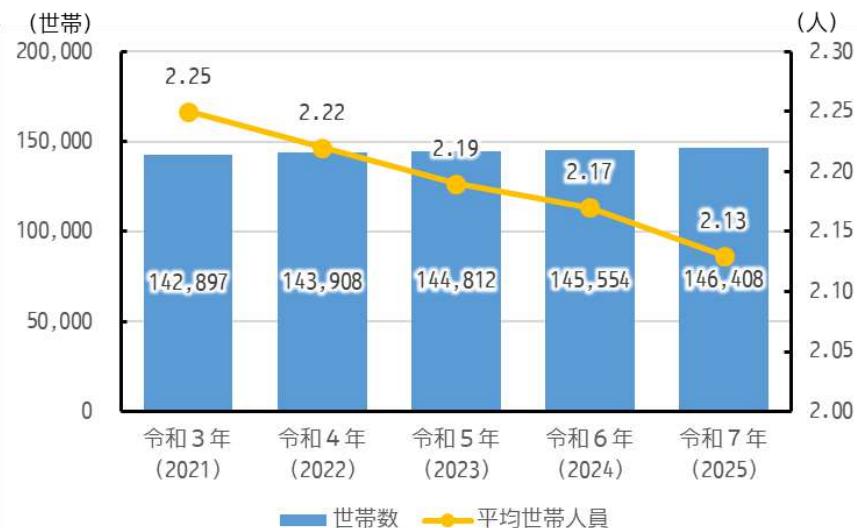
年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0~14歳)は3,662人減少(令和3(2021)年比9.2ポイント減少)、生産年齢人口(15~64歳)は8,515人減少(令和3(2021)年比4.3ポイント減少)しているのに対し、老人人口(65歳以上)は3,216人増加(令和3(2021)年比3.8ポイント増加)しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

## (2) 世帯数・平均世帯員数の推移

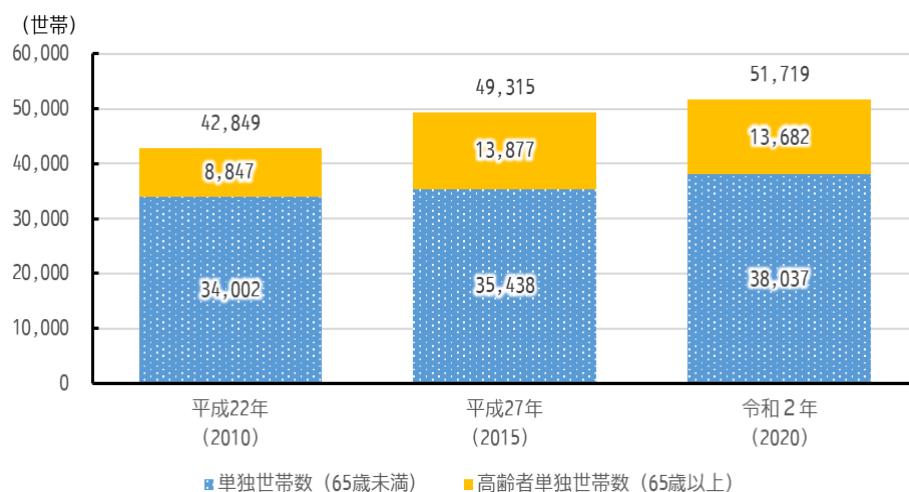
本市の世帯数・平均世帯員数は、令和3(2021)年と令和7(2025)年を比較すると、総世帯数は3,511世帯増加(令和3(2021)年比2.5ポイント増加)し、平均世帯人員は0.12人減少(令和3(2021)年比5.3ポイント減少)しており、総人口が減少する中で世帯数は増えていることから核家族化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

## (3) 単独世帯数の推移

本市の単独世帯数をみると、平成22(2010)年と令和2(2020)年を比較すると、単独世帯数の総数は8,870世帯増加(平成22(2010)年比20.7ポイント増加)しています。(2)世帯数・平均世帯員数の推移の状況からもこの傾向は継続していると考えられます。



資料：国勢調査

#### (4) 出生数・合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、令和元(2019)年と令和5(2023)年を比較すると、438人減少(令和元年(2019)年比18.9ポイント減少)しています。本市の合計特殊出生率についても、令和元(2019)年から令和5(2023)年の5年間において減少が続いています。



#### (5) 児童(18歳未満)人口の推移

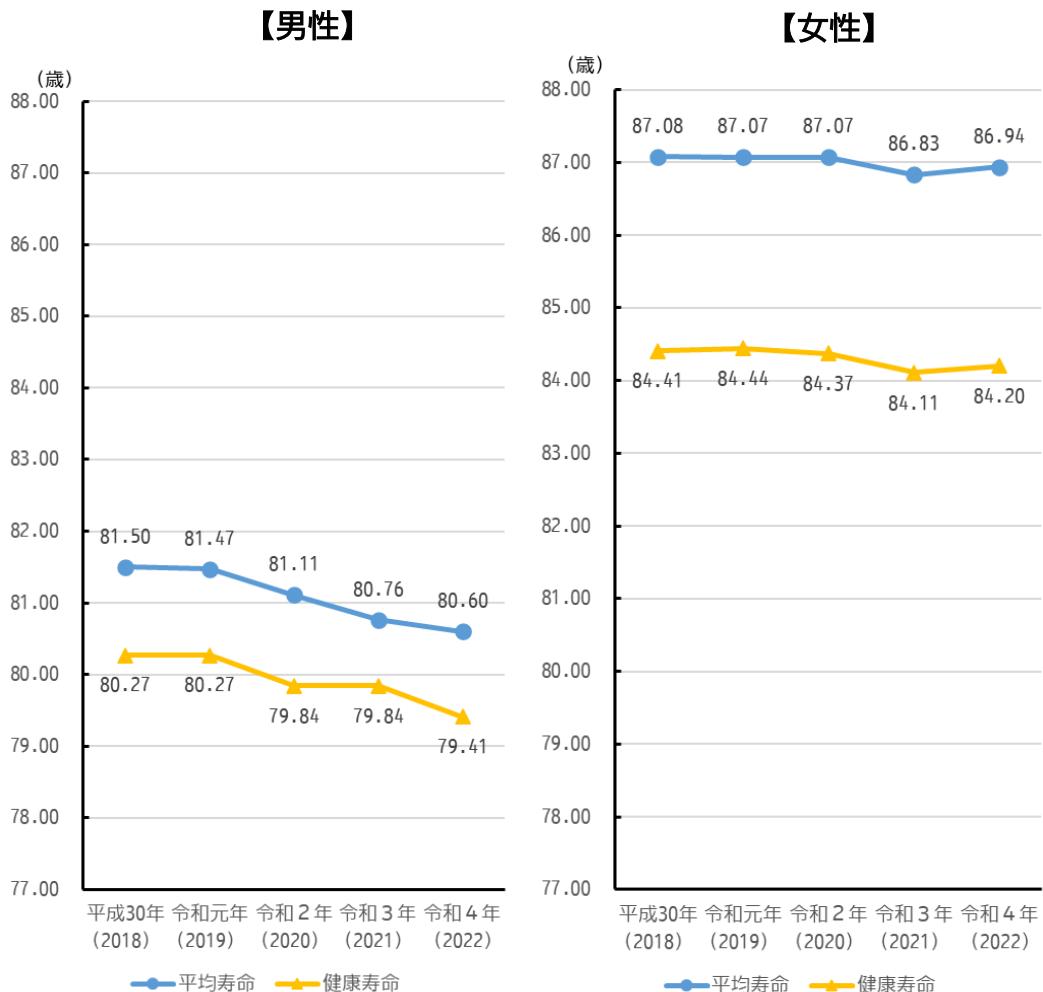
本市の児童(18歳未満)人口は減少傾向にあり、令和3(2021)年と令和7(2025)年を比較すると、4,175人減少(令和3(2021)年比8.5ポイント減少)しています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

## (6) 平均寿命と健康寿命の推移

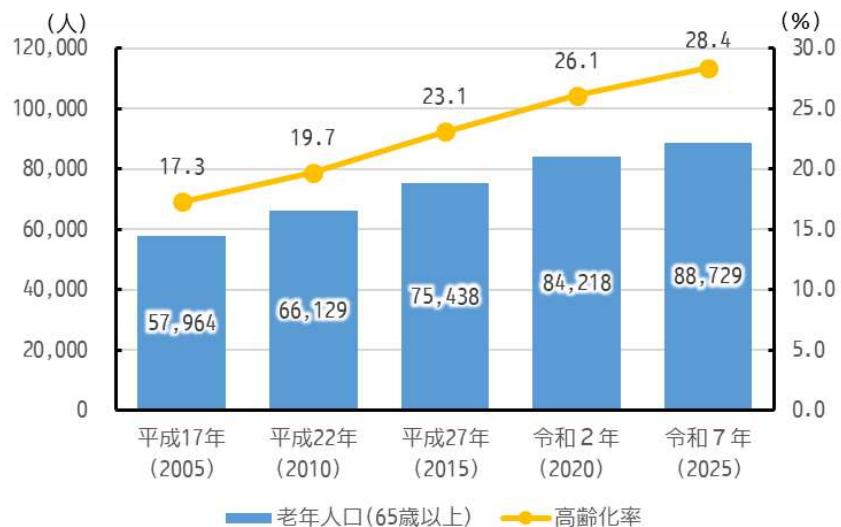
本市の平均寿命と健康寿命は、若干の縮小傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の拡大が影響していると考えられます。令和4(2022)年における平均寿命と健康寿命の差は、男性で1.19歳、女性で2.74歳であり、女性の方が健康上の問題によって日常生活が制限される期間が長い傾向にあります。



資料：郡山市健康づくり課

## (7) 高齢者数・高齢化率の推移

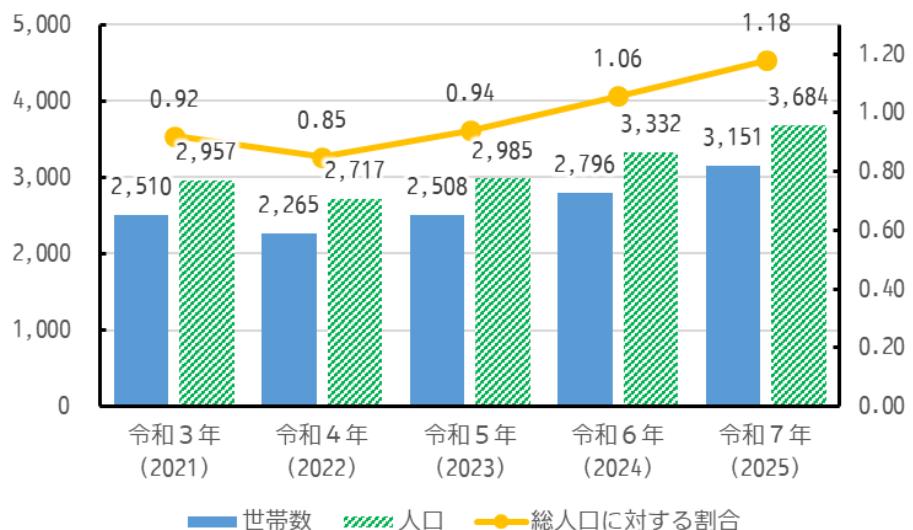
本市の高齢者数は、(1)年齢3区分別人口の推移でも触れたように増加傾向にあります。高齢化率についても、令和2(2020)年と令和7(2025)年を比較すると、2.3ポイント増加しており、令和7(2025)年にはおよそ3.5人に1人が高齢者(65歳以上)といった状態に達するなど高齢化が進んでいます。



資料：郡山市健康長寿課（各年1月1日現在）

## (8) 外国人住民の推移

外国人住民の人口は増加傾向で、令和7(2025)年には3,684人となり、総人口に対する割合は1%を超えていました。



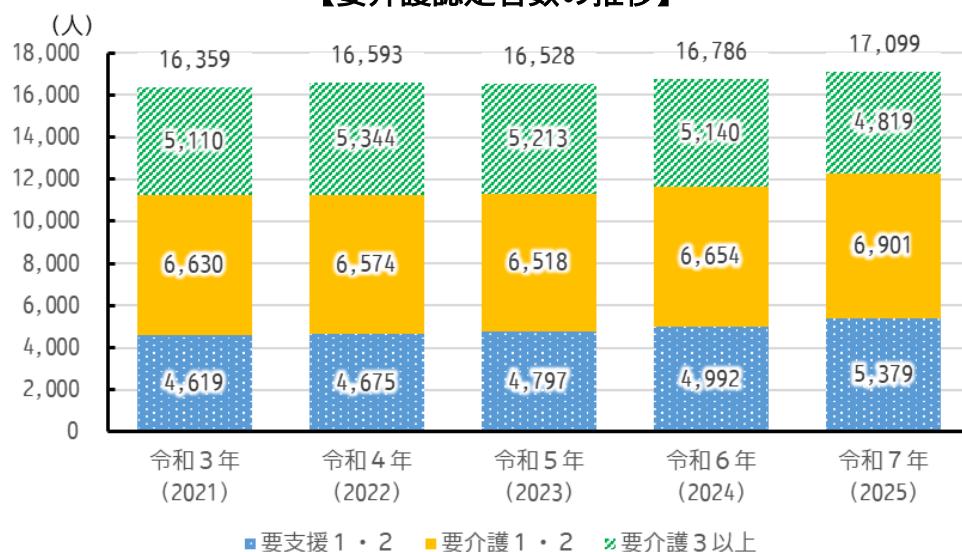
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

## 2 支援ニーズの状況

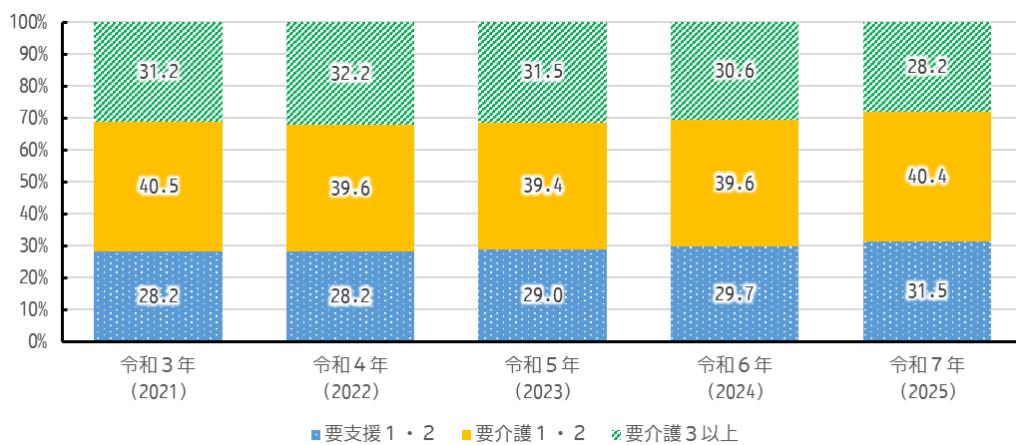
### (1) 要介護認定者数・要介護認定者割合の推移

本市の要介護認定者数は若干増加傾向にあり、全体総数は令和3(2021)年と令和7(2025)年を比較すると、740人増加(令和3(2021)年比4.5ポイント増加)しています。

【要介護認定者数の推移】



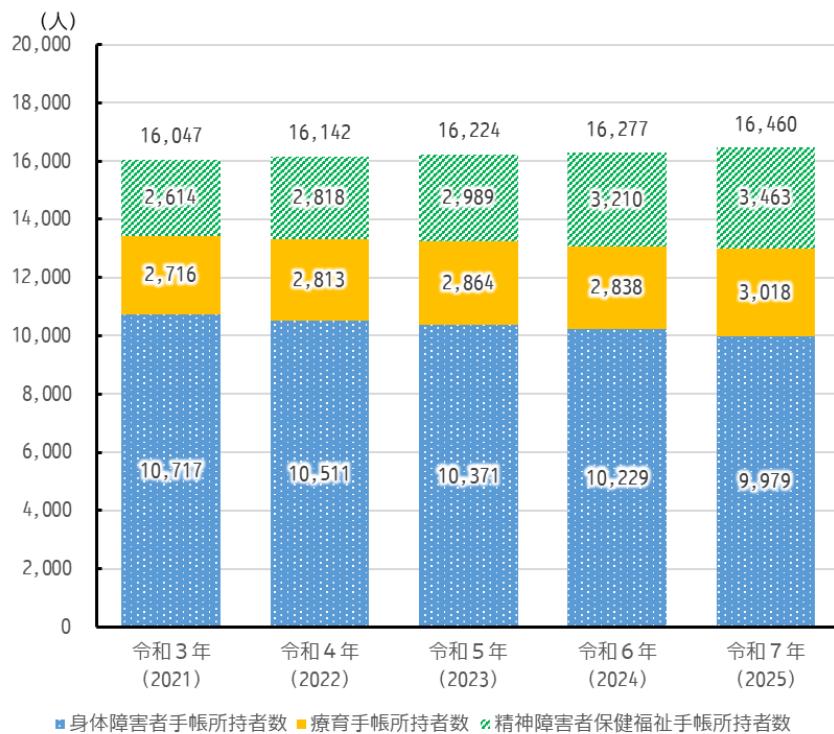
【要介護認定者割合の推移】



資料：郡山市介護保険課（各年10月1日現在）

## (2) 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は、令和3(2021)年から令和7(2025)年にかけて若干増加傾向にあります。令和7(2025)年における身体障害者手帳の所持者は738人減少(令和3(2021)年比で6.9ポイント減少)となった一方で、精神障害者保健福祉手帳の所持者は849人増加(同32.5ポイント増)と顕著な伸びを示しています。



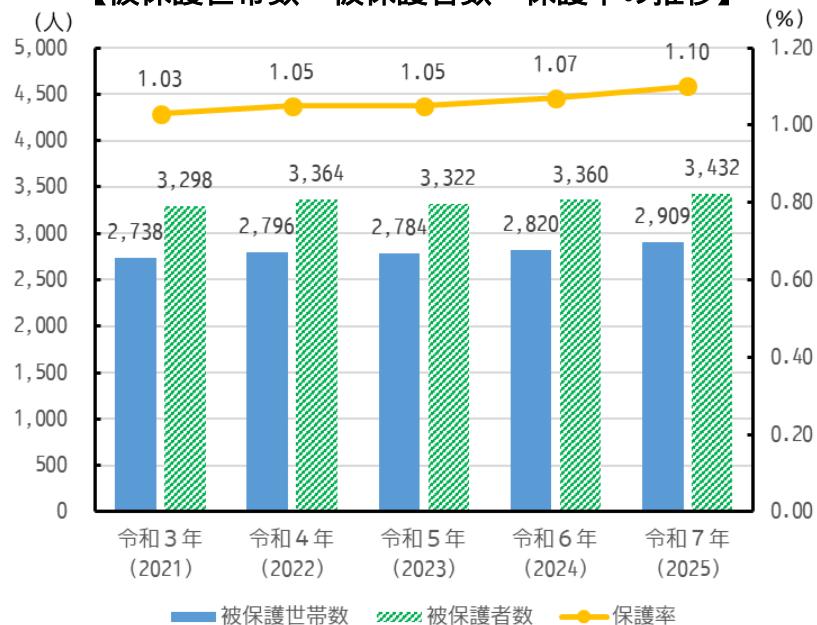
資料：郡山市障がい福祉課、保健・感染症課（各年3月31日現在）

### (3) 生活保護受給世帯の推移

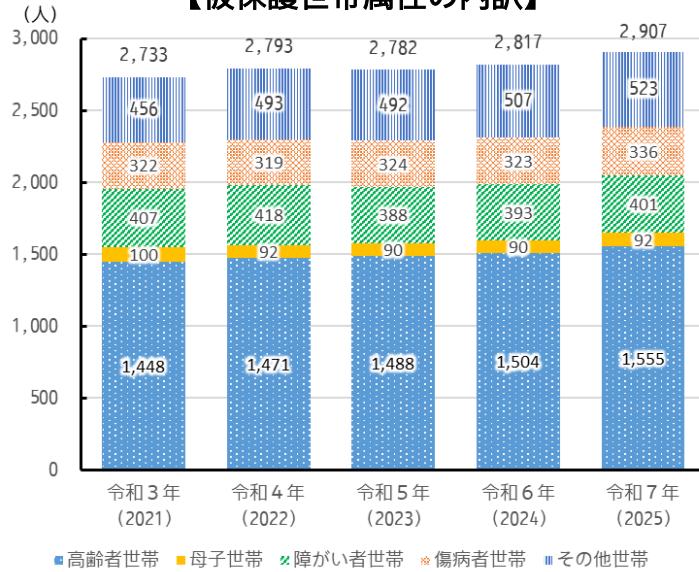
本市の生活保護を受給している世帯数（被保護世帯数）、生活保護を受給している人数（被保護者数）及び人口1,000人あたりの生活後受給者の割合（保護率）は増加傾向にあります。

被保護世帯内訳を見ると高齢世帯が増加しており、令和7（2025）年には被保護世帯全体の53%が高齢世帯となっています。

【被保護世帯数・被保護者数・保護率の推移】



【被保護世帯属性の内訳】



※グラフ「被保護世帯属性の内訳」に示されている世帯数は、停止世帯を除いた数値です。

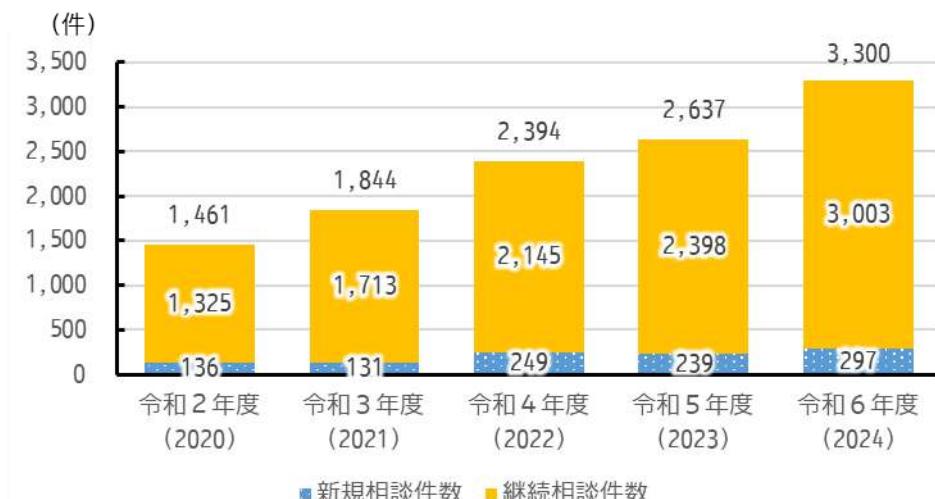
#### 【参考】世帯類型の定義

- ・高齢者世帯：65歳以上の者のみで構成、またはこれに18歳未満の者が加わった世帯。
- ・母子世帯：配偶者のいない65歳未満の女子と18歳未満の子のみで構成された世帯。
- ・障がい者世帯：世帯主が障害者加算の認定を受けている、または心身の障害のため働けない世帯。
- ・傷病者世帯：世帯主が傷病のため入院している、または在宅患者加算の認定を受けている、若しくは傷病のため働けない世帯。
- ・その他世帯：上記以外の世帯。

資料：郡山市生活支援課（各年1月1日現在）

#### (4) 福祉まるごと支援事業の相談件数の推移

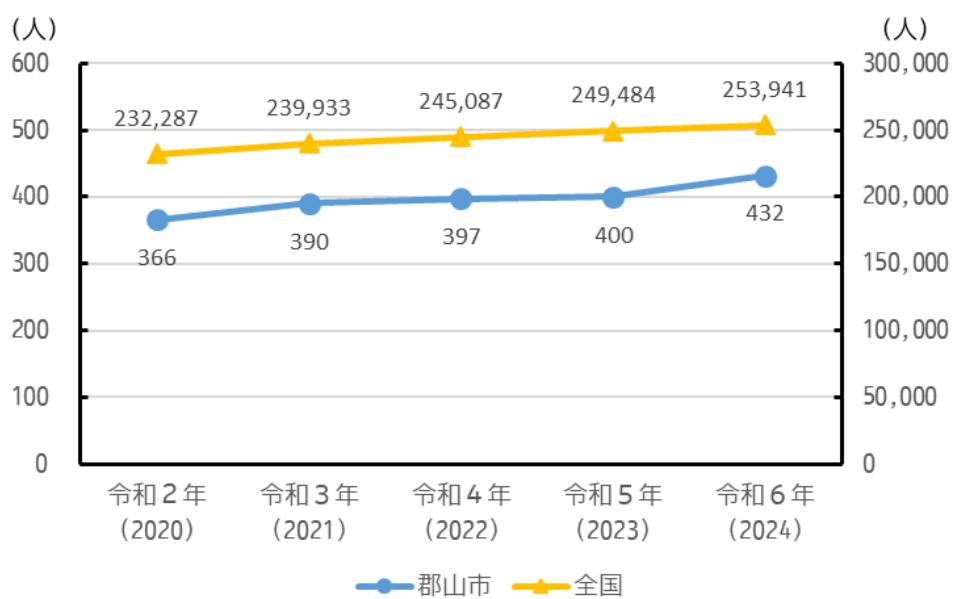
本市の福祉まるごと支援事業の相談件数は、増加傾向にあり、令和2(2020)年度と令和6(2024)年度を比較すると、1,839件増加（令和2(2020)年度比125.9ポイント増加）しています。相談内訳としては全体の9割以上が継続相談となっており、短期間では解決が難しい複雑化・複合化した生活課題が増加していると考えられます。



資料：郡山市保健福祉総務課

## (5) 成年後見制度利用者数の推移

本市の成年後見制度利用者数は、令和2(2020)年と令和6(2024)年を比較すると、66人増加(令和2(2020)年比18.0ポイント増加)しています。全国の成年後見制度利用者数についても、令和2(2020)年と令和6(2024)年を比較すると、21,654人増加(令和2(2020)年比9.3ポイント増加)していますが、国は、未だ知的障害・精神障害・認知症等の利用対象者の数に比べ、成年後見制度の利用者数が少なく、保佐・補助及び任意後見の利用も低調であることから、引き続き、成年後見制度の周知を図る必要があるとしています。



資料：郡山市地域包括ケア推進課（各年12月31日現在）

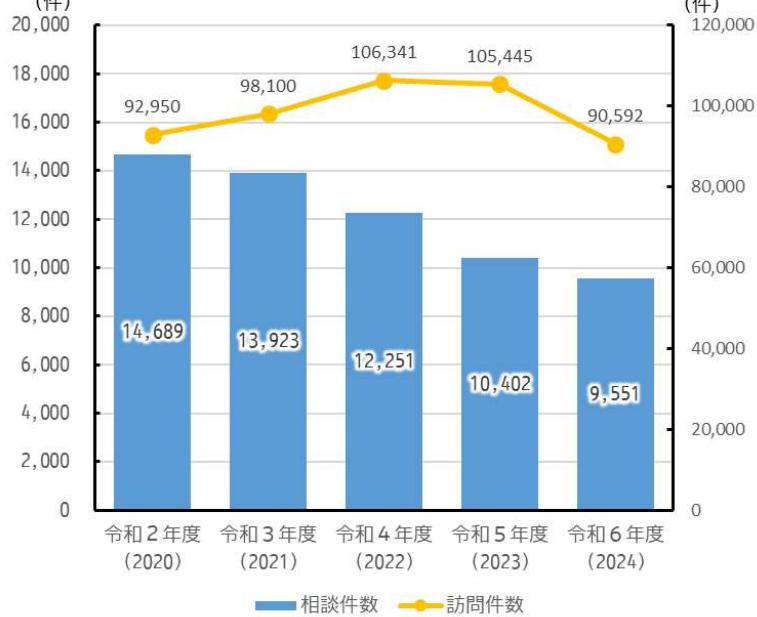
### 3 地域福祉の担い手・地域組織活動の現状

#### (1) 民生委員・主任児童委員の活動状況

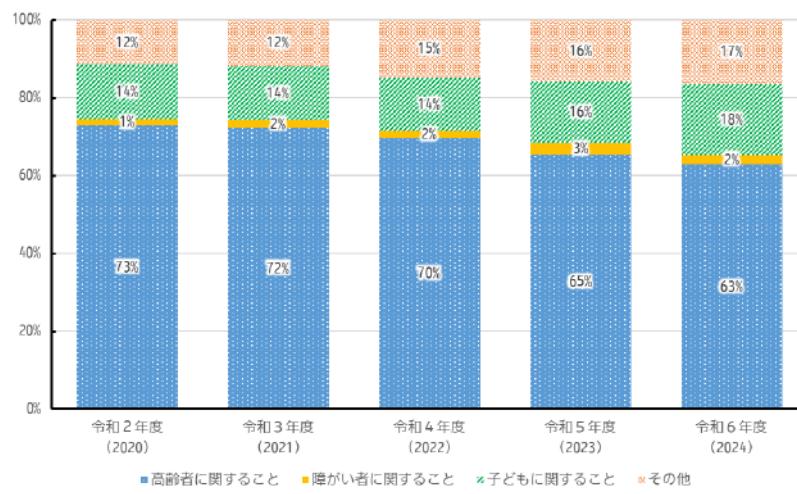
令和7（2025）年12月1日時点で、595人が民生委員・主任児童委員として活動しています。市民からの相談件数は、減少傾向にあり、相談内容の内訳については、「高齢者に関すること」が全体の6割以上を占めています。また、「子どもに関するこ

と」の相談割合は増加傾向にあります。

【民生委員の相談件数・訪問件数】



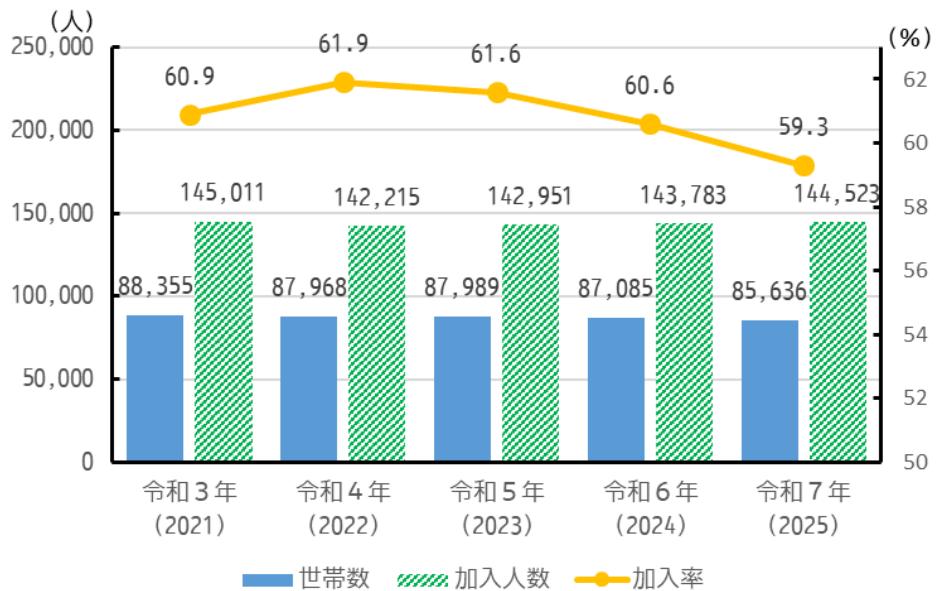
【相談内容内訳】



資料：郡山市保健福祉総務課

## (2) 町内会加入人数・加入世帯・加入率の推移

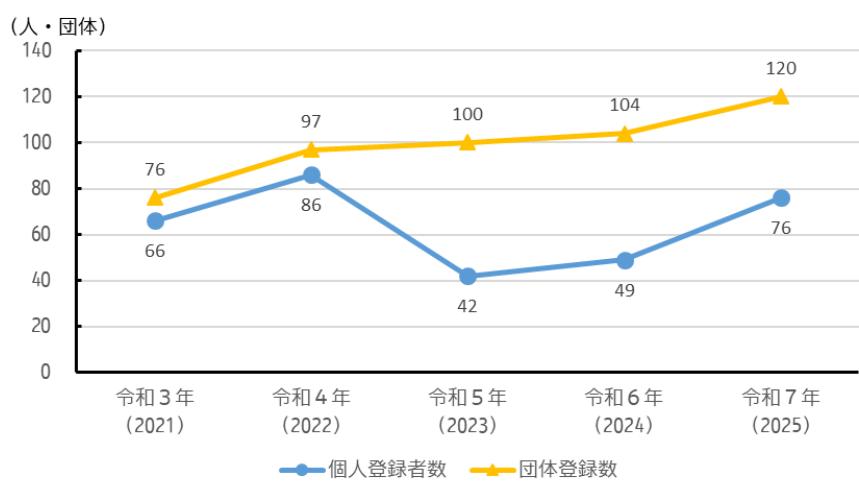
町内会加入人数、加入世帯数及び加入率は減少傾向にあり、令和7（2025）年度は、59.3%となっています。



資料：郡山市市民・NPO活動推進課（各年6月1日現在）

## (3) ボランティア登録数の推移

郡山市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している個人登録者及び団体数は、増加傾向にあります。個人登録者の中には、趣味や特技を生かした各種講座を開催し、活躍されている方もいます。



資料：社会福祉法人郡山市社会福祉協議会（各年3月31日現在）

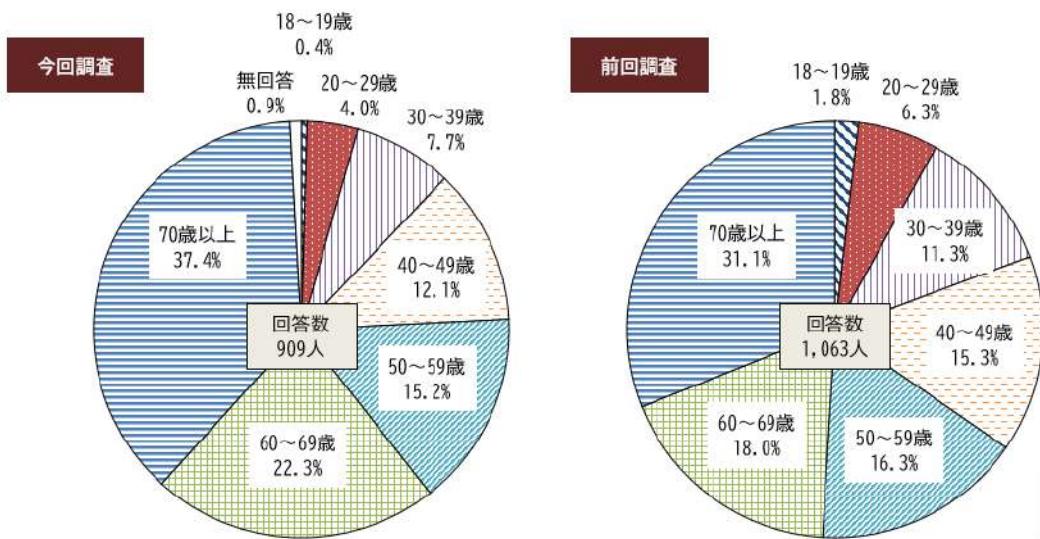
## 4 アンケート調査から見える地域の現状と課題

令和6(2024)年9月10日(火)から令和6(2024)年9月27日(金)にかけて郡山市在住の18歳以上の男女3,000人を対象として、地域福祉への考え方やニーズ等に関する住民の意向を調査しました。

### 【アンケート調査概要】

	今回調査	前回調査
実施期間	令和6(2024)年9月10日から 令和6(2024)年9月27日まで	令和3(2021)年2月12日から 令和3(2021)年3月5日まで
調査対象	無作為で抽出した3,000人	無作為で抽出した3,000人
回答者数	909人 (有効回答率: 30.3%)	1,063人 (有効回答率: 35.4%)
調査方法	配布: 郵送 回答: 郵送及びオンライン回答	配布: 郵送 回答: 郵送

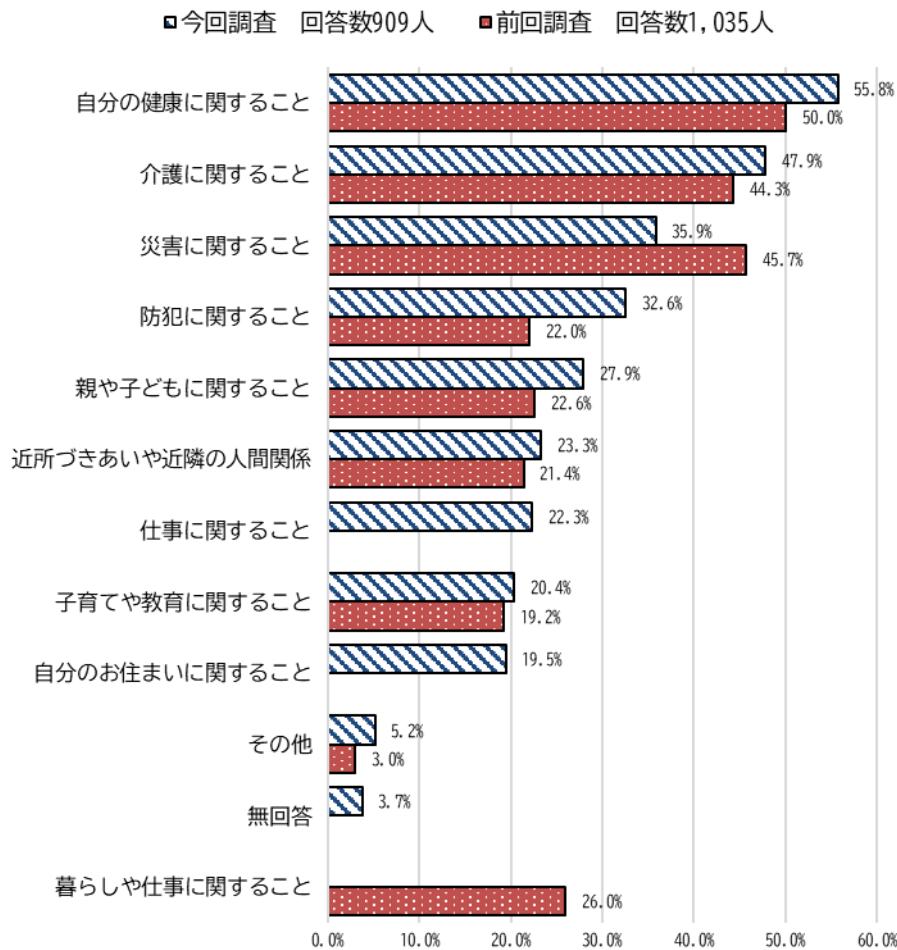
### 【回答者年齢構成】



## (1) 日常的な暮らしについて

日常的な暮らしにおける不安や困り事の項目では、前回調査と比較すると上位3項目は変わりませんが、「災害に関するこ」を不安に思う人の割合が減少している一方で、「自分の健康に関するこ」、「介護に関するこ」を不安に思う人の割合が増加しており、高齢化社会の進展が影響していると考えられます。

【①毎日の暮らしの中での困りごと、不安なことは何ですか。[複数回答]】

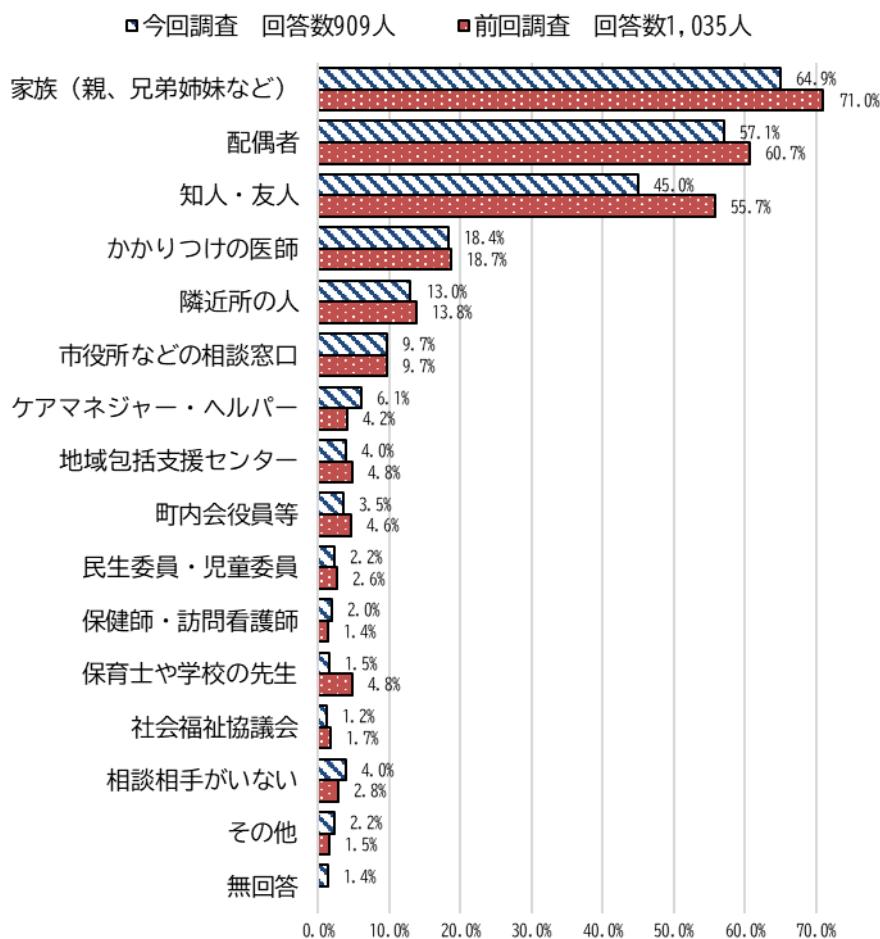


※「暮らしや仕事に関するこ」がなくなり、「自分の住まいに関するこ」「仕事に関するこ」は今回から追加。

困り事や不安に係る相談相手の項目においては、「家族」、「配偶者」、「知人・友人」が前回調査に引き続き上位3項目を占めており、相談相手が家族や配偶者に限定される傾向が強い一方、「市役所などの窓口」等公的窓口の活用は、前回同様9.7%という結果にとどまっています。

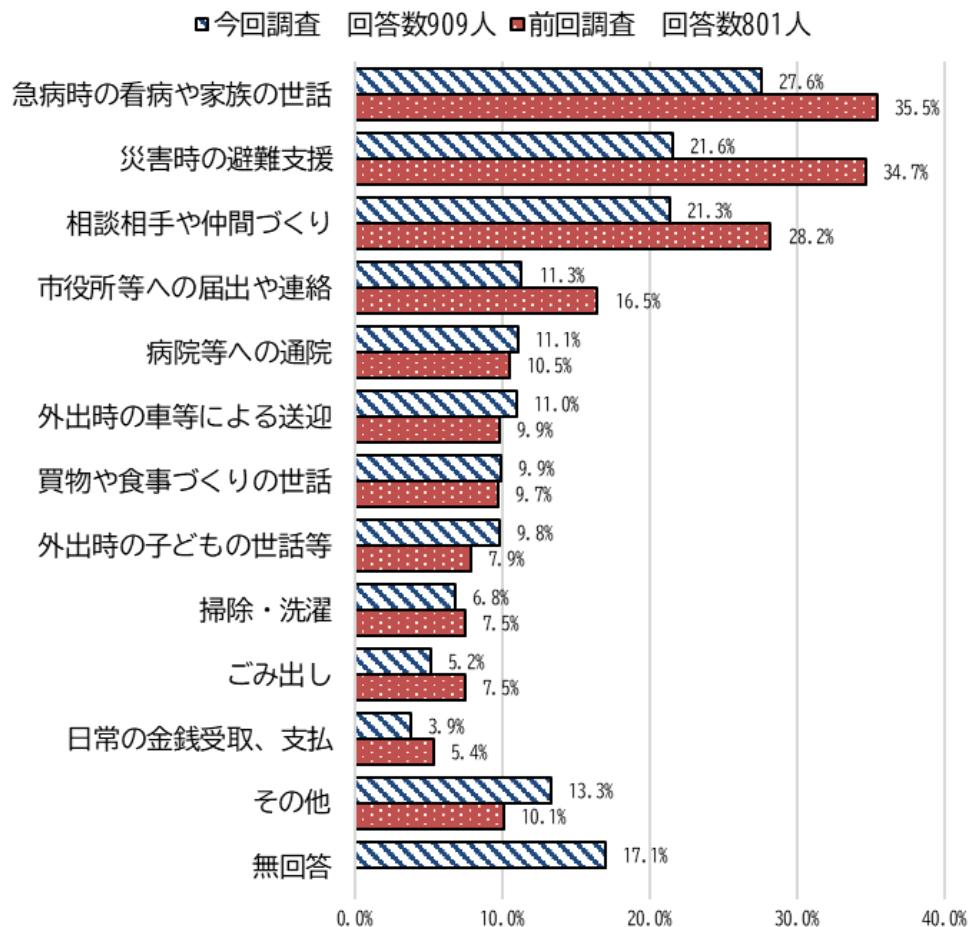
高齢化の進行や単身世帯の増加を背景に、近隣で相談できる相手がないケースや、公的相談窓口の存在・利用方法が十分に認知されていない状況が考えられます。したがって、民生委員をはじめとした地域の見守りを担う人材の育成・支援、ならびに行政・関係機関における相談機能の充実と周知・情報発信の一層の推進が求められます。

#### 【②困りごとや不安がある時誰に相談しますか。[複数回答]】



日常生活で手伝ってほしいことの項目については、「急病時の看病や家族の世話」、「災害時の避難支援」、「相談相手や仲間づくり」が他の項目に比べてニーズが高い結果となりました。日常の地域のつながり・見守り体制や要配慮者への緊急時の支援体制の強化などの必要性が考えられます。

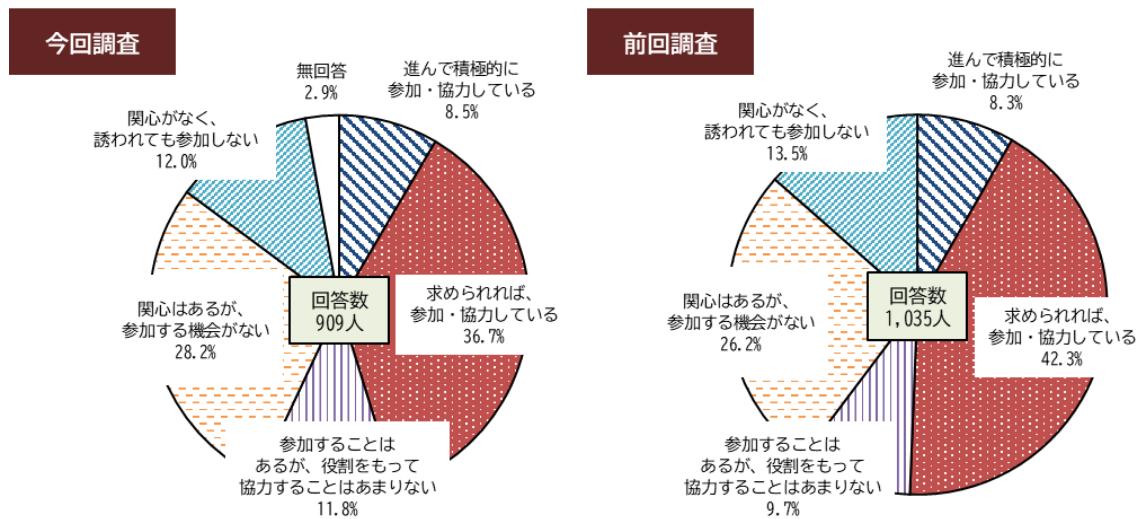
### 【③暮らしの中で手伝ってほしいこと [複数回答]】



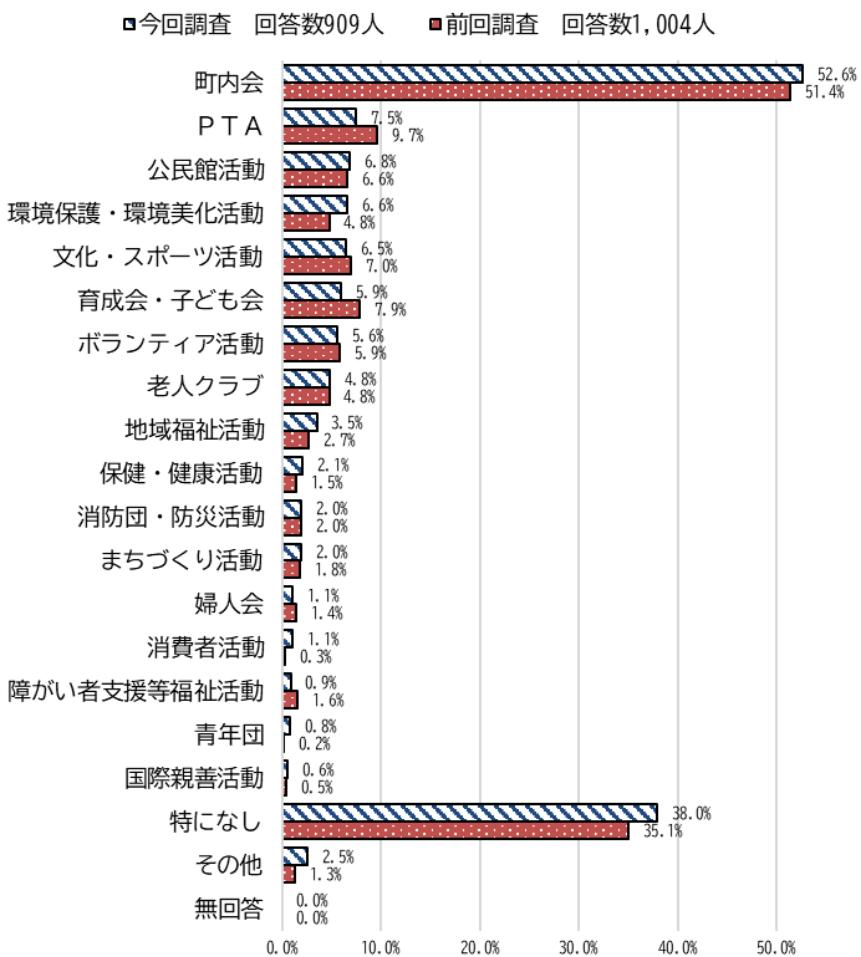
## (2) 地域活動やボランティア活動・NPO活動について

地域活動への参加状況の項目では、参加経験者は 57%で、前回調査時より 3.3 ポイント減少しました。参加している地域活動の内容としては、町内会が 52.6%で、最も多い結果となりました。

【①地域活動への参加状況】

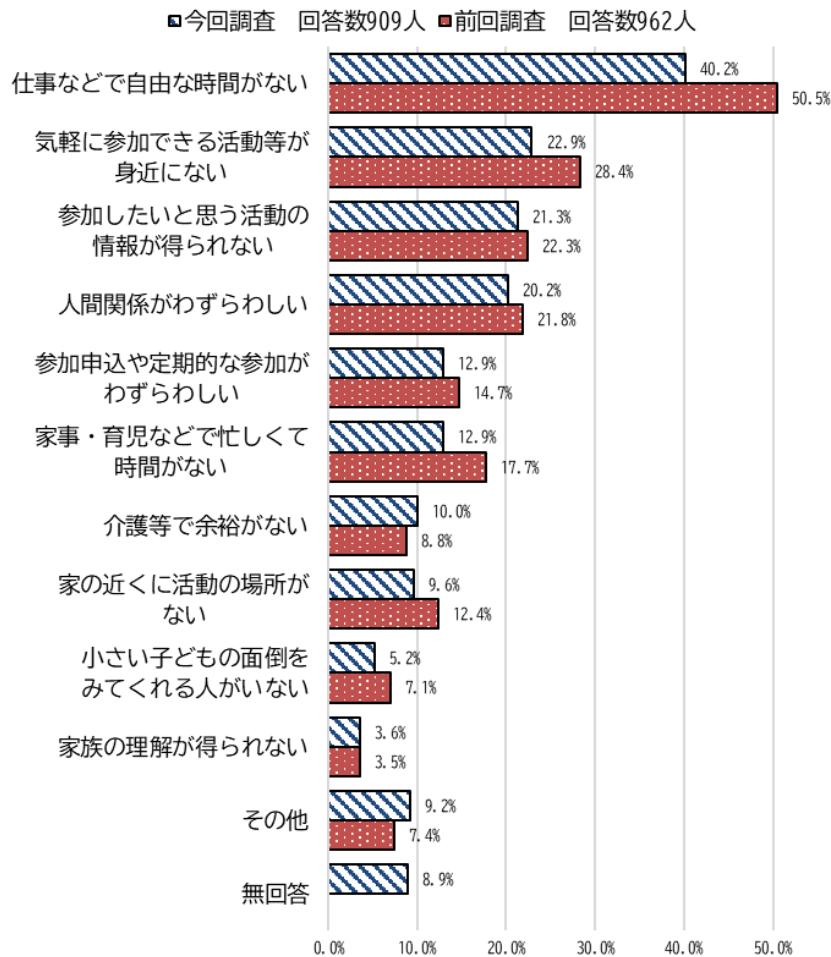


## 【②参加している地域活動の種類】



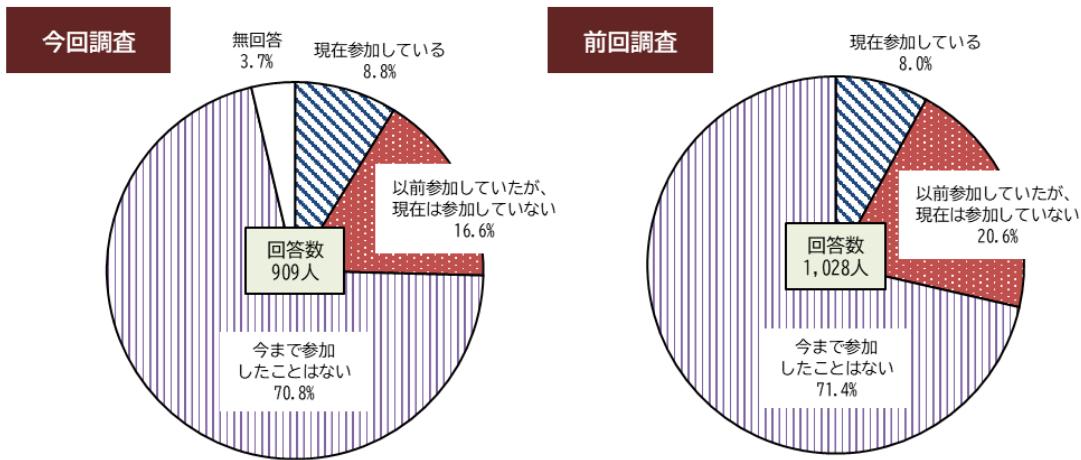
地域活動への参加が難しい理由としては、回答者の40.2%が「仕事などで自由な時間がない」というものでした。しかし、時間的要因以外にも「情報が得られない」や「気軽に参加できる活動等が身近にない」といった環境的要因も上位項目となっていることから活動内容の情報発信や気軽に利用できる場所の整備・提供が求められています。

### 【③地域活動への参加が難しい理由【複数回答】】

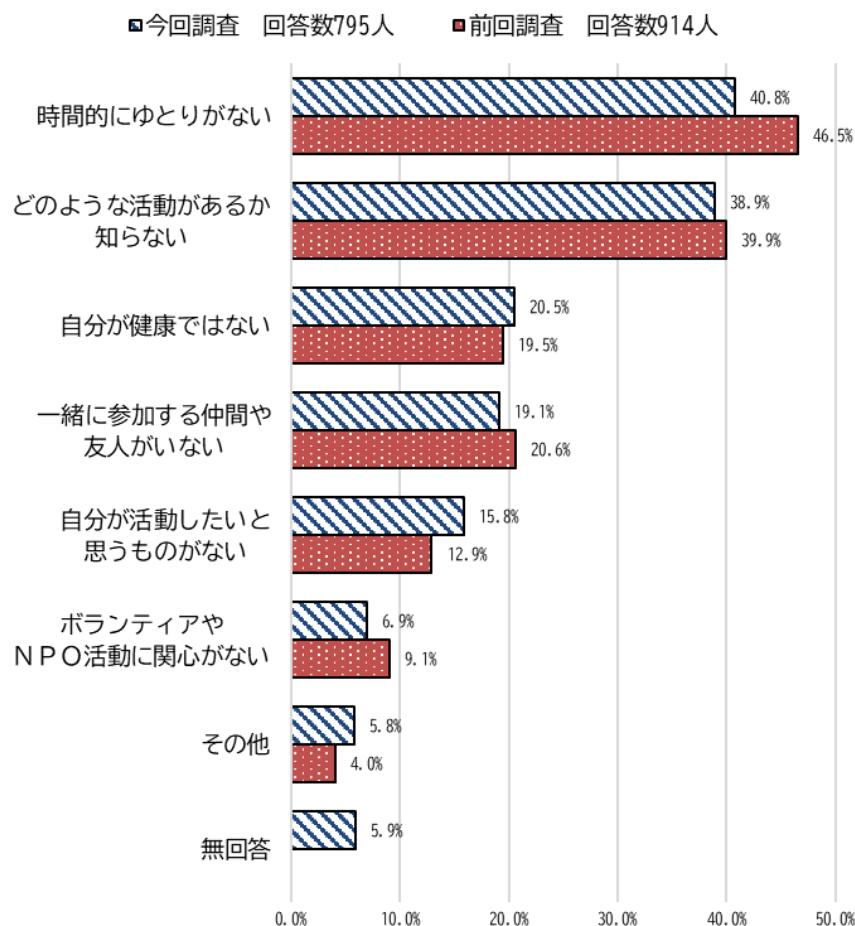


ボランティア活動・NPO活動への参加状況の調査では、参加経験者は25.4%となり、前回調査比で3.2ポイントの減少となっています。また、参加が難しい理由についても、地域活動と同様の理由が上位を占めています。

#### 【④ボランティア活動・NPO活動への参加状況】



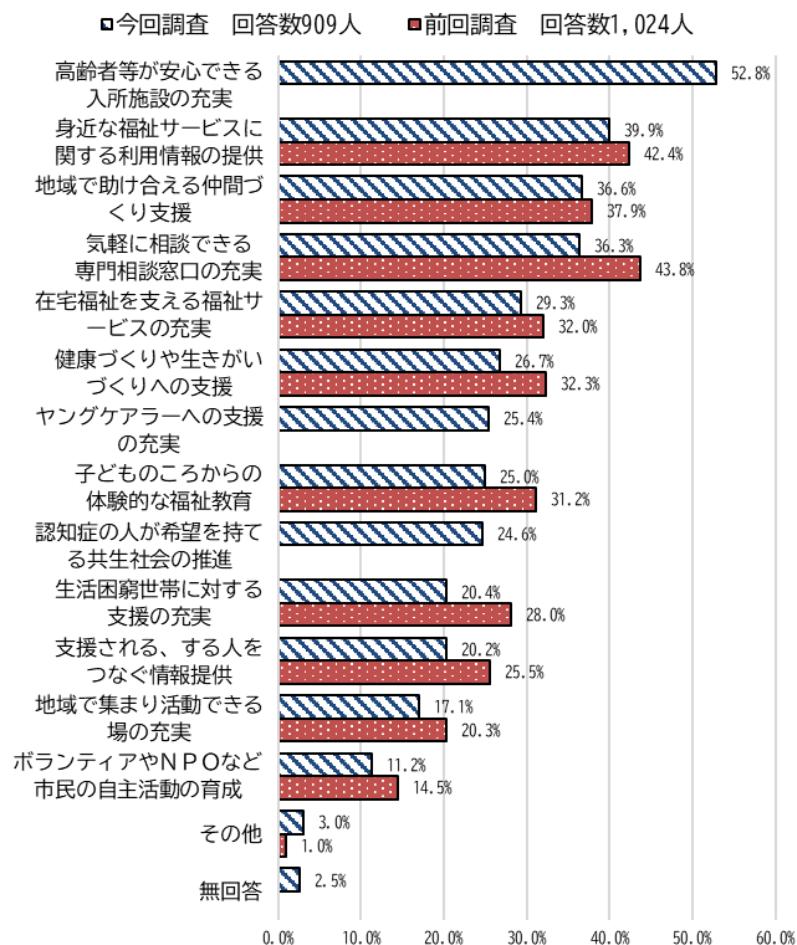
## 【⑤ボランティア活動・NPO活動への参加が難しい理由 [複数回答]】



### (3) これからの福祉のあり方について

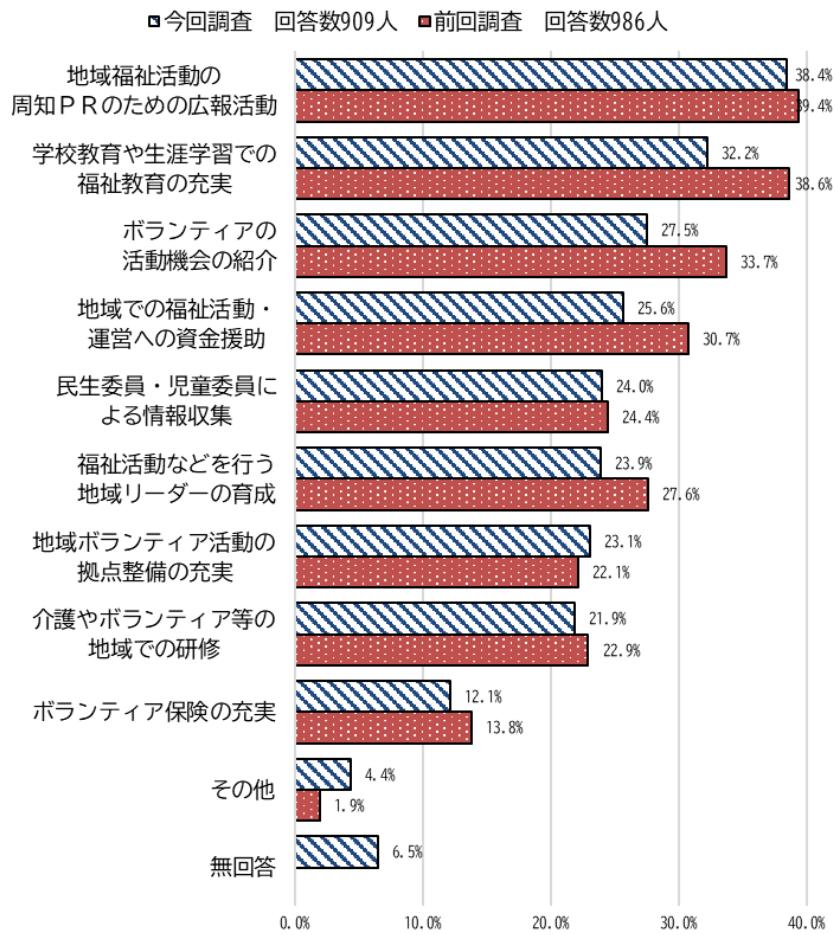
これからの福祉で重点を置くべき施策の項目では、高齢者が安心できる入所施設の充実、情報発信の強化や地域コミュニティへの支援、相談窓口の充実や福祉サービスの充実などに対するニーズが多く見られました。

#### 【①これからの福祉で重点を置くべき施策 [複数回答]】



地域の助け合い（互助）の促進に向けた取組の調査では、地域活動の広報活動や市民への福祉教育、ボランティアの活動機会紹介などに係るニーズが多い結果となりました。

### 【②助け合い活動の促進に重要なこと[複数回答]】



各福祉項目の認知度については、「知っている」と「おおよそ知っている」を合わせた認知度が最も高かったのは、「ヤングケアラー」の50.1%でした。

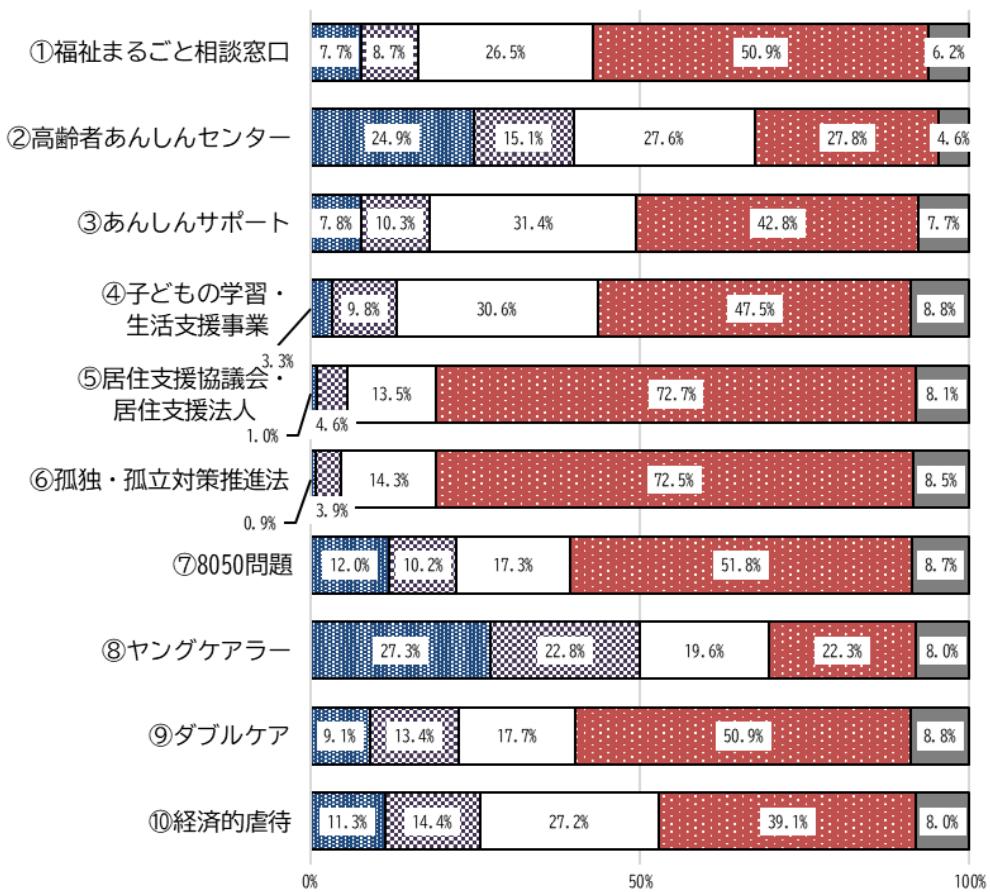
一方、「福祉まるごと相談窓口」や「あんしんサポート（日常生活自立支援事業）」、「子どもの学習・生活支援事業」の認知度は低く、2割に達していない状況です。また、「孤独・孤立対策推進法」や「居住支援協議会・居住支援法人」についても認知度は非常に低く、「わからない」との回答が7割を超えました。

福祉項目の認知度には大きなばらつきがあり、「ヤングケアラー」や「高齢者あんしんセンター」の認知度が比較的高い一方で、その他の福祉サービスや用語等の認知度は低く、効果的な周知・情報発信が必要です。

### 【③各福祉項目の認知度【今回調査】】

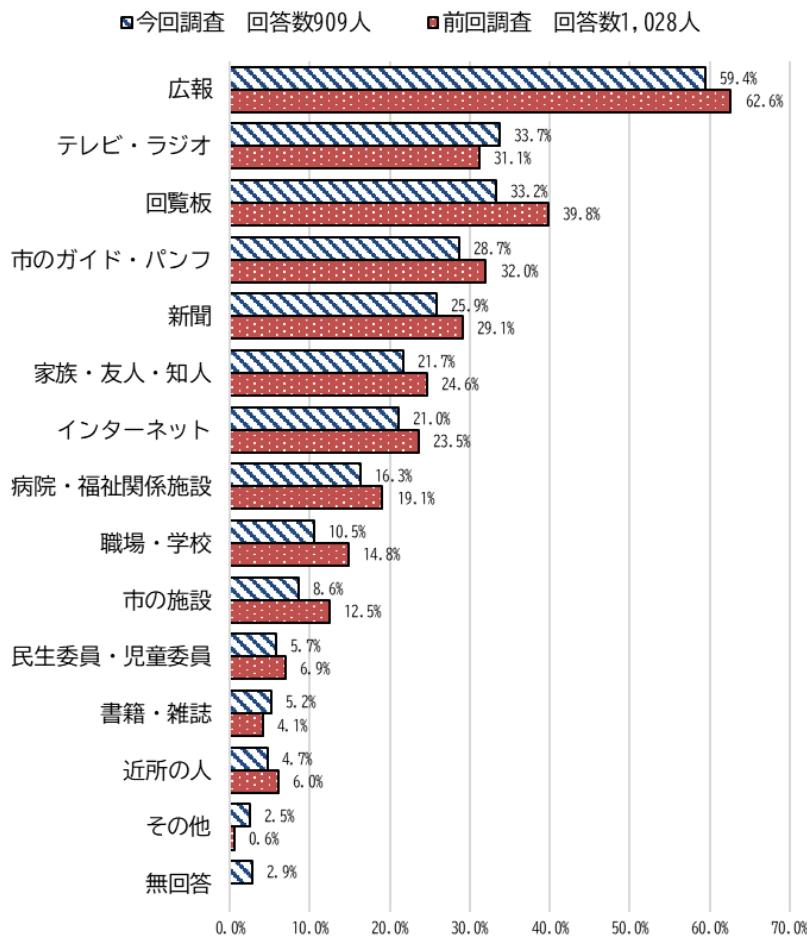
回答数909人

■知っている □おおよそ知っている □聞いたことがある □わからない □無回答



福祉に関する情報の入手方法については、全体では広報誌が 59.4%となっていますが、18~29 歳の回答者に絞るとインターネットの割合が最も高くなっています。対象者の属性にあわせた情報発信が求められます。

#### 【④福祉に関する情報の入手方法 [複数回答]】



#### (4) 市民アンケートの自由記述について

市民アンケート調査のなかで質問項目のほかに「日頃考えている福祉や地域のあり方に関する要望や考え方」についての自由記述を設け、様々な意見をいただきました。特に多かった意見については以下のとおりです。

##### ●高齢者が安心して生活するための介護や生活支援、見守り体制強化について

- \*高齢者が外出しやすい公共交通の整備を進めてほしい。
- \*一人暮らしの高齢者向けの見守りサービスをもっと増やしてほしい。
- \*窓口的なサポートがあると安心感がある。

##### ●地域全体で住民を支えあう福祉サービスの強化や、公共サービスの充実について

- \*地域住民が支えあえる仕組みを作ってほしい。
- \*福祉活動に住民が参加しやすい場を増やしてほしい。

##### ●子育て世帯が安心して生活できるような支援策や保育環境の改善について

- \*こども食堂があると協力したい気持ちがある。
- \*保育士を増やすことに税金を活用してほしい。
- \*子育て支援センターの運営時間を延長してほしい。

##### ●災害時の避難施設や防災体制の充実、生活安全等について

- \*災害時に安全に避難できる場所をもっと作ってほしい。
- \*防災訓練を住民向けに定期的に開催してほしい。

##### ●医療サービスや健康管理等に関するここと

- \*医療サービスを充実してほしい。
- \*医療費助成の事務処理を改善してほしい。
- \*定期的な健康診断を無料で受けられるようにしてほしい。

##### ●障がいを持つ人々が暮らしやすい環境の整備や就労支援について

- \*障がい者が安心して生活できるまちづくりを進めてほしい。
- \*無料で利用できる施設や雇用環境を整備してほしい。
- \*公共施設のバリアフリー化をもっと進めてほしい。

# 第3章

## 計画の全体像

## 1 基本理念

本市では、第4期郡山市地域福祉計画において、地域福祉像を「誰一人取り残されない 安全・安心な地域共生のまち 郡山」と定め、地域福祉を推進してきました。

本計画では、第4期郡山市地域福祉計画に引き続き、「地域共生社会」の実現を目指し、次のように基本理念を定めます。

**すべての世代がつながり、支えあい、  
誰もが安心して暮らせる地域共生のまち 郡山**

## 2 基本目標

国は、地域共生社会の実現のため、「地域課題の解決力の強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」という4つの骨格を示しています。

福島県は、「福島県地域福祉支援計画」において、「県民一人ひとりがともにつながり支え合って、いきいき暮らせる地域共生社会の実現」を基本理念とし、福祉の各分野で共通して取り組むべき事項、地域福祉を担う人づくり、地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制整備の支援及び災害や新型コロナウイルス感染症などへの対応について、施策の方向性が示されています。

郡山市では、令和7(2025)年度に策定された「郡山市総合計画」において、健康・福祉・医療分野の基本方針を「暮らしの充実・笑顔になれるまち」とし、「すべての市民が生涯を通じて心身共に健康で安心して暮らせる社会の実現」を重視する視点としております。

これらの国、県、市総合計画の方針を踏まえた上で、本計画は基本理念の実現へ向け、以下の3つの基本目標を掲げます。

**基本目標Ⅰ**

誰もが地域の担い手としての役割を持ち、互いに支えあえるまち

**基本目標Ⅱ**

誰もがいつでも生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち

**基本目標Ⅲ**

誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち

### **(1) 誰もが地域の担い手としての役割を持ち、互いに支えあえるまち**

少子高齢化の進行や単身世帯（とりわけ高齢者の単身世帯や生涯未婚者の世帯）の増加など、社会情勢の変化により、地域の支え合いの基盤となってきたつながりが弱まっています。町内会の加入率も減少傾向にある中、アンケート調査では、地域の行事や活動に「進んで積極的に参加・協力している」「求められれば参加・協力している」と回答した人の割合は45.2%にとどまり、前回調査の50.6%から5.4ポイント減少しました。これらの状況を踏まえると、地域活動の担い手不足は一層深刻化していると考えられます。

地域福祉活動を将来的にわたって安定的かつ継続的に実施するには活動の担い手となる人材が不可欠です。誰もが地域の中で担い手としての役割を持てるように、地域での支えあい助けあい活動の推進、地域における多様な主体への支援及び活動拠点の整備、地域福祉の担い手の育成を推進します。

### **(2) 誰もがいつでも生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち**

世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化により、地域住民が抱える生活課題は複雑化・複合化しています。世帯の中には、制度の狭間に位置するため適切な相談・支援機関につながらず、孤独・孤立となり、状態が深刻化してしまうケースが存在します。

今後一層複雑化・複合化していくと考えられる福祉ニーズに対応するため、分野横断的な相談窓口の充実、課題解決に向けたネットワークの構築、必要な情報を届ける情報発信の充実に取り組みます。

### **(3) 誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち**

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会活動の低下や社会的つながりが希薄化し、身体面及び精神面ともに健やかで生きがいをもって暮らすための健康づくりの重要性が一層高まっています。

こどもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で暮らしができるように、生涯を通じた健康づくりの推進、こどもと子育て世代にやさしい環境整備、保健・医療・福祉分野の充実と連携強化を進めます。

### 3 計画の体系

基本理念及び基本目標の実現に向けて、以下の計画体系とします。

第5期郡山市地域福祉計画		
基本理念	すべての世代がつながり、支えあい、誰もが安心して暮らせる地域共生のまち 郡山	
基本目標Ⅰ	基本施策	I 誰もが地域の担い手としての役割を持ち、互いに支えあえるまち
		1 地域での支えあい、助けあい活動の推進
		2 地域における見守り支援体制の整備
基本目標Ⅱ	基本施策	3 地域福祉の担い手の育成
		II 誰もがいつでも生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち
		1 分野横断的な相談窓口の充実
基本目標Ⅲ	基本施策	2 課題解決に向けたネットワークの構築
		3 必要な情報を届ける情報発信の充実
		III 誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち
横断的取組	基本施策	1 生涯を通じた健康づくりの推進
		2 こどもと子育て世代にやさしい環境整備
		3 保健・医療・福祉分野の充実と連携強化
横断的取組	基本施策	1 孤独・孤立対策の推進
		2 権利擁護と虐待防止の推進
		3 セーフコミュニティ活動の推進
		4 災害・非常事態時の支援体制の充実
		5 S D G s の推進
		6 D X (デジタルトランスフォーメーション)の推進
		7 重層的支援体制の充実

## 4 各主体の役割

多様化していく福祉ニーズに対応していくためには、行政はもとより、市民一人ひとりや地域、事業者など様々な主体がそれぞれに役割を持ち、協働しながら地域に関わっていくことが重要です。

本計画では、市民一人ひとりが自らの生活の質を維持・向上させるために行う努力や行動である「自助」、自助ではできないことを地域社会が互いに解決して支えあう「互助」及び「共助」、公的機関が体制整備やサービス提供を通じて支援する「公助」を適切に組み合わせることにより、地域共生社会の実現を目指します。

自助 ：市民の役割	地域福祉の主役は市民一人ひとりです。市民には、福祉サービスの「受け手」としてだけでなく、地域の課題を「我が事」として捉え、地域社会を構成する一員として「担い手」となることが期待されます。
互助 ：地域の役割	「互助」は、地域での助け合いを指します。地域団体や専門機関、事業者が連携し、自助と公助の間をつなぐ重要な役割を担います。
共助 ：事業者の役割	「共助」は、介護保険や医療保険などの制度化された支えあいを指します。地域団体や専門機関、事業者が連携し、自助と公助の間をつなぐ重要な役割を担います。
公助 ：行政の役割	必要な福祉サービスが、それを必要とするすべての人に適切に行きわたり、利用されるよう体制を整備する役割を担います。市民、社会福祉協議会、関係機関等と協働しながら、地域住民が抱える福祉ニーズや地域生活課題を的確に把握し、それに応じたサービス提供体制の整備や、「自助」「互助」の活動基盤づくりを支援します。 また、本計画の推進には、福祉分野のみならず、保健、医療、教育、就労、住まいといった福祉以外の様々な分野との連携が重要であることから、府内関係部局が緊密に連携し、重層的支援体制の構築をはじめとする各施策に総合的に取り組みます。

# 第4章

## 施策の展開

## 1 施策の展開

基本目標Ⅰ	誰もが地域の担い手としての役割を持ち、互いに支えあえるまち
基本施策	(1) 地域での支えあい、助けあい活動の推進

### 【現状や課題】

町内会などの地域団体、ボランティア団体や社会福祉協議会は、地域社会において自助・互助の機能を発揮するうえで不可欠な存在です。しかし、本市では町内会加入率が60%を下回っており、アンケート調査でも、地域活動への参加経験がある人は57%、ボランティア活動・NPO活動への参加経験がある人は25.4%にとどまりました。参加が難しい主な要因としては、「時間的ゆとりがない」「活動内容や状況がわからない」「気軽に参加できるものがいない」などが挙げられました。

地域の自助力・互助力を継続的に高めていくために、地域活動に関する情報発信の充実や、地域団体への支援の一層の強化が求められています。

### 【市民の声】

- ・地域での関わりについては、生活、お金、時間の面から、正直他人にかまつている時間は無い。仲悪くしたいわけではなく、気持ちに余裕がないので、必要以上に関わりたいと思わない。(20代女性)
- ・高齢者だけでなく、誰かのお役に立ちたいと思っている方も多いと思います。(70代以上女性)

### 【各主体の取組内容】

自助 ：市民の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域活動内容を理解し、積極的に参加します。</li><li>・市民一人ひとりが地域福祉の担い手であるとの意識を持ち、地域社会への理解と関心を深めます。</li></ul>
互助 ：地域の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域行事や地域活動について広報し、参加を促します。</li><li>・地域活動を企画・実施し、住民の地域福祉に対する意識啓発に努めます。</li></ul>
共助 ：事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区社協の区域ごとに第2層協議体を設置し、情報共有と課題解決の協議を行います。【社会福祉協議会】</li><li>・様々な専門性を生かし、地域行事に参加するなど住民の地域福祉に対する意識啓発に努めます。</li></ul>
公助 ：行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉協議会、地域団体等への事業を支援します。</li><li>・関係機関と協力し、地域活動の情報発信、参加・活躍の場の確保等に努めます。</li></ul>

基本目標Ⅰ	誰もが地域の担い手としての役割を持ち、互いに支えあえるまち
基本施策	(2) 地域における見守り支援体制の整備

### 【現状や課題】

近年、気候変動等に起因する大規模な自然災害が発生し、地域での助けあいや見守り体制の重要性が再認識されています。アンケート調査からは、災害に対する不安感、災害時の避難支援のニーズが確認されました。また、高齢化率の上昇、高齢者単独世帯数の増加、要介護認定者数の増加傾向、外国人住民の増加傾向からも、非常事態時に支援を必要とする人は今後も増加すると考えられます。

各主体が連携し、日常の見守り活動、要支援者に関する日頃からの情報共有や地域の特性に合わせた支援体制の整備が求められています。

### 【市民の声】

- ・地域で見守りを心掛けていますが、自分も年をとるにつれて出来なくなってきた事も増えてきました。(60代女性)
- ・日常生活は特になにもなくとも災害時は隣近所助け合ったので、とても心強かったのを覚えています。(60代女性)

### 【各主体の取組内容】

自助 ：市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の支援を必要とする人の情報を行政や民生委員・児童委員などに報告します。</li> <li>・日頃から近隣住民との積極的な交流を図り、お互いに支えあえるつながりを形成します。</li> <li>・避難行動要支援者避難支援制度への登録申請を行います。</li> </ul>
互助 ：地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員が中心となり、地域の見守り活動の実施及び困りごとの相談を受け付けます。</li> </ul>
共助 ：事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域による見守り活動を支援します。【社会福祉協議会】</li> <li>・地域の集いの場への参加が難しい高齢者等に対して、訪問による見守り活動を実施します。【社会福祉協議会】</li> </ul>
公助 ：行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者避難支援制度の制度対象者に対して、周知及び登録勧奨を行います。</li> <li>・避難行動要支援者避難支援制度の登録者名簿を作成し、関係機関及び地域に提供して情報共有を図ります。</li> </ul>

基本目標Ⅰ	誰もが地域の担い手としての役割を持ち、互いに支えあえるまち
基本施策	(3) 地域福祉の担い手の育成

### 【現状や課題】

地域福祉を推進するうえでは、誰もが地域の中で役割を持ち、担い手となることが自助力・互助力を高めるうえで不可欠です。しかし、令和7(2025)年12月1日時点で地域福祉の中心的担い手である民生委員・児童委員は、定数に対して欠員が生じています。また、平均年齢は69.6歳(令和4(2022)年同日比+1.6歳)となっており、地域福祉活動の担い手不足と高齢化が顕在化しています。

民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉の担い手に関する情報発信や研修の充実により、既存の担い手への支援を強化するとともに、新たな担い手の発掘・育成を進めることができます。

### 【市民の声】

- ・町内会活動、集まりもなくなり、町内会員の付き合いも薄くなり、コロナ前のようにになっていない。(70代以上男性)
- ・ボランティアも大事だとは思うのですが…民生委員にしても、あまり個人に負担がかかり過ぎない様に出来たら良いと思います。(70代以上女性)

### 【各主体の取組内容】

自助 ：市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの受け手だけでなく、地域福祉活動の担い手であることを認識します。</li> <li>・民生委員・児童委員の活動や役割への理解を深め、活動に協力・参加します。</li> </ul>
互助 ：地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会未加入世帯への加入や地域行事への参加について呼びかけます。</li> <li>・様々なバックグラウンドを持つ住民が地域福祉活動に参加しやすいよう、情報提供や雰囲気づくりに努めます。</li> </ul>
共助 ：事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア登録（個人・団体）を行い、登録者に対して情報提供等の支援を行います。【社会福祉協議会】</li> <li>・地域を対象とした地域福祉活動やボランティア活動に関する出前講座を実施します。【社会福祉協議会】</li> </ul>
公助 ：行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員等の活動を支援します。</li> <li>・民生委員・児童委員等になられた方に対して研修を行います。</li> </ul>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・民生委員・児童委員等の地域福祉活動を発信し、市民理解を深め、人材確保と活動しやすい環境を整えます。</li><li>・市民活動団体への人材育成や支援を行います。</li></ul> |
|--|---|

基本目標Ⅱ	誰もがいつでも生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち
基本施策	(1) 分野横断的な相談窓口の充実

### 【現状や課題】

少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化による社会構造の変化を背景として、複数の制度や分野にわたる複雑化・複合化した地域生活課題の解決に係るニーズは高まっています。本市においても、「福祉まるごと相談窓口」において、複雑化・複合化した相談を受け付けていますが、相談件数は、令和2(2020)年と令和6(2024)年を比較すると、1,839件増加（令和2(2020)年比125.9ポイント増加）しており、加速度的に増えている状況にあります。

複雑化・複合化した地域生活課題に対しては、関係機関等と連携した相談支援のコーディネートを行い、ワンストップで生活課題を受け止める相談場所やツールの充実が求められています。

### 【市民の声】

- ・どこに相談すれば良いか、どのような支援があるか、という事を知る機会が必要だと思っています。（40代女性）
- ・介護にしろ、日常生活にしろ、困った事、悩み事がある時、相談する（できる）窓口があるといい。まずこの番号（そこで内容によって振り分けてつながる仕組みに）にかければいいという連絡先があるといい。（50代女性）

### 【各主体の取組内容】

自助 ：市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活課題について、一人で抱え込まず行政、相談支援機関、民生委員・児童委員などに相談します。</li> <li>・生活課題を抱えている人に相談窓口を紹介します。</li> </ul>
互助 ：地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での生活課題を抱えているケースの情報を各相談支援機関や行政につなぎます。</li> </ul>
共助 ：事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉関係事業者の相談支援機能を地域に提供するとともに、行政と連携することにより相談機能の充実を図ります。</li> <li>・専門知識や技術を生かし、相談・支援活動を行います。</li> </ul>
公助 ：行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援機関と関係機関と行政の連携を深め、多様な生活課題に対応できる包括的な相談支援体制を整備・強化します。</li> <li>・誰もが気軽に相談できるよう相談窓口や業務内容について、情報発信します。</li> </ul>

基本目標Ⅱ	誰もがいつでも生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち
基本施策	(2) 課題解決に向けたネットワークの構築

### 【現状や課題】

単身高齢者世帯の増加やライフスタイルの多様化、さらに生活課題の複雑化・複合化により、民生委員・児童委員などの地域福祉活動や既存の福祉サービスだけでは解決できない課題が顕在化しています。

本市、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア・NPO団体、民生委員・児童委員などとの連携を一層強化し、限られた人員の中で互助・共助・公助がより効果的に機能する体制づくりが求められています。

一体的に策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」においては、各主体が共通認識のもと包括的な支援体制を構築できるよう、事業内容と事業提供体制を明示します。

### 【市民の声】

- 義務教育課程修了の時点、18歳時点等、制度の狭間、支援の切れ目を意識した計画策定が求められる。(30代男性)
- 気軽に相談できて、それぞれの専門分野の方と連係できるようなシステムや育成が大切かと思います。(60代男性)

### 【各主体の取組内容】

自助 ：市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体、地域活動団体などの活動への理解を深め、活動に協力・参加します。</li> </ul>
互助 ：地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の生活課題を把握し、情報を各相談支援機関や行政につなぎます。</li> </ul>
共助 ：事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア団体や地域活動団体との交流会を行い、意見・情報交換を実施することで新たなつながりを構築します。【社会福祉協議会】</li> <li>様々な主体が連携して事業を実施することにより、地域福祉活動の充実を図ります。</li> </ul>
公助 ：行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な主体と連携した事業を推進することにより、事業効果の向上を図ります。</li> <li>個人や世帯が抱える複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制の整備に努めます。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、共通認識のもと包括的支援体制を構築できるよう、事業内容と提供体制を明示します。</li> </ul>
--	--

基本目標Ⅱ	誰もがいつでも生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち
基本施策	(3) 必要な情報を届ける情報発信の充実

### 【現状や課題】

現在、私たちを取り巻く生活環境は大きく変化しており、それに伴って福祉制度やサービスの内容も目まぐるしく変わっています。多様なバックグラウンドを持つ市民に情報が公平に届くよう、誰にでも分かりやすい言葉と周知方法で発信していくことが欠かせません。

また、インターネット上の偽情報や誤情報の流布・拡散は近年社会問題となっており、情報を取得・拡散する際には、発信元の確認や信頼できる情報源との照合を徹底することが重要です。

そして、誰もが必要なときに正確な情報へ円滑にアクセスできるよう、情報提供の手段と内容を一段と充実させていくことが求められます。

### 【市民の声】

- ・自ら行動しないと情報を得られない環境なので、せめて地域ごとに情報を発信して、情報を流して欲しいと思っています。(70代男性)
- ・福祉に対する情報発信が少ないと感じる一方、無関心の人も多いと思われます。(50代男性)

### 【各主体の取組状況】

自助 ：市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉に关心を持ち、広報誌やインターネット等から積極的に情報収集を行います。</li> <li>・偽情報・誤情報に気を付けつつ、近隣での情報共有に努めます。</li> <li>・市ウェブサイトや「みんなさんの声」などで、市民の意見を行政に伝えます。</li> </ul>
互助 ：地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌や回覧板の配布など、地域内の情報共有に努めます。</li> <li>・単身高齢者世帯など情報が届きにくい世帯を気にかけます。</li> </ul>

共助 ：事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の受け手の視点に立ち、誰にでも分かりやすい言葉と周知方法で発信することに努めます。</li> <li>・事業に関する情報を積極的に開示します。</li> </ul>
公助 ：行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや広報誌、各種パンフレット等は、ユニバーサルデザインに配慮し、誰にでも分かりやすい言葉と周知方法で発信することに努めます。</li> <li>・対象者の属性に応じた発信方法を選択することで、情報を必要とする人への届くように努めます。</li> <li>・パブリックコメントや「みんなさんの声」など、市民が意見を届けられる手段を設け、市民参加の機会を創出します。</li> </ul>

基本目標Ⅲ	誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち
基本施策	(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

### 【現状や課題】

高齢者単身世帯の増加や新型コロナウイルス感染症の拡大による社会活動の低下及び社会的つながりの希薄化により、身体面及び精神面の健康づくりの重要性が高まっています。アンケート調査においても、日常生活の困りごと・不安なことの設問では、「自分の健康に関するこど」が 55.8%（前回調査比 5.8 ポイント増）で最も割合が高く、日常生活で手伝ってほしいことの設問でも、「急病時の看病や家族の世話」が 27.6% で最も割合が高くなっています。健康に関する施策へのニーズの高まりが伺えます。

保健分野の個別計画である「みなぎる健康生きいきこおりやま 21」と「郡山市食育推進計画」との整合性を図りながら、誰もが生きいきと暮らせるような取組を推進していくことが必要です。

### 【市民の声】

- ・ 健康のためにも外に出て何かに参加できるものを、もっと小さな範囲で行って、人を外に出すようにするべきかなと思う。（40代女性）
- ・ 子供が体を使って遊べるところがあれば、健康的になり、肥満も減ると思う。体力向上にもつながる。子供が自分の足で、身近に行ける公園が欲しい。  
(50代女性)

### 【各主体の取組】

自助 ：市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康へ興味・関心を持ち積極的に健康づくりに取り組みます。</li> <li>・ 自分が持つ健康維持に関する知識・経験を地域社会に提供します。</li> </ul>
互助 ：地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康づくりに関する活動を企画し、仲間づくりに努めます。</li> <li>・ 地域行事や地域活動について広報し、参加を促し、社会的なつながりを深めます。</li> </ul>
共助 ：事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検診（健診）について、より受診しやすい環境を整備し、情報発信を行います。</li> <li>・ 健康づくりに関する情報発信に努めます。</li> </ul>
公助 ：行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康相談等を受けやすい環境整備に努めます。</li> <li>・ 健康づくりに関する情報発信を行います。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データに基づく保健事業の実施と関係機関連携により、ライフステージ別の健康づくり施策を強化します。</li> </ul>
--	---

基本目標Ⅲ	誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち
基本施策	(2) こどもと子育て世代にやさしい環境整備

### 【現状や課題】

こども・若者は、まちの活力を生み出すうえで欠かせない存在であるとともに、本市の次の100年を支える重要な担い手でもあります。しかし、本市の出生数、合計特殊出生率、児童人口はいずれも減少傾向にあります。

核家族化の進行やインターネットの普及を背景に、子育て環境やこども・若者を取り巻く状況は急速に変化しています。その結果、子どもの貧困や虐待、ヤングケアラー、不登校・ひきこもりなど、こども・若者に関わる福祉課題は複雑化・複合化し、同時に多様化しています。アンケート調査においても、「親や子どもに関すること」「子育てや教育に関するここと」を困りごと・不安ごととして挙げる割合が、前回調査と比べて増加しており、多様化する福祉ニーズに対応した子育て支援・こども若者支援の一層の充実が求められていることが伺えます。

福祉分野の個別計画である「郡山市こども・若者計画」との整合性を図りつつ、すべてのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、健やかな成長を社会全体で支え合う環境整備に継続して取り組むことが必要です。

### 【市民の声】

- ・子ども食堂が身边にあると少し、協力したいと思います。（70代以上女性）
- ・出産、育児、学習、教育、そしてその環境改善にもっともっと力を注ぐべき。（50代男性）

### 【各主体の役割】

自助 ：市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する情報収集に努めます。</li> <li>・地域、行政、事業者が主催する子育て活動へ積極的に参加します。</li> </ul>
互助 ：地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動について広報し、参加を促し、社会的なつながりを深めます。</li> <li>・地域で子育てを支える担い手として、サポーターなどの活動に参画します。</li> </ul>

共助 ：事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設を地域へ開放するなど地域との関わりをより深めます。</li> <li>・教育・保育施設等関係機関との情報交換や連携を強化します。</li> </ul>
公助 ：行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者、親世代に伝わりやすい方法で、子育て、子ども・若者支援に関する情報を発信します。</li> <li>・子ども・若者がすこやかに成長するための多様な遊びや体験、活躍できる機会を確保・提供します。</li> <li>・多様化する福祉ニーズへの対応と充実のため、支援内容や体制整備、人材の確保について関係機関と継続的な検討機会を設けます。</li> </ul>

基本目標Ⅲ	誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち
基本施策	(3) 保健・医療・福祉分野の充実と連携強化

### 【現状や課題】

高齢化率の上昇や高齢者単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化により、市民の医療ニーズが増加、多様化していることから、保健・医療・福祉分野のさらなる連携強化が必要とされています。

本市において、高齢化率は、平成17(2005)と令和7(2025)年を比較すると、11.1ポイント上昇しており、高齢化が急速に進行しています。また、アンケート調査では、日常生活で手伝ってほしいこととして「病院への通院」を挙げた人が10人に1人に上りました。

こうした状況を踏まえ、医療・福祉の専門性と地域の力を結びつけた支援体制の一層の強化が求められています。

### 【市民の声】

- ・休日の医療機関が少ないと思いますので、もう少し多くして欲しい。  
(70代以上女性)
- ・病院の送迎だったり、福祉が充実することを願っています。(70代以上女性)

### 【各主体の役割】

自助 ：市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療制度、救急医療の役割への理解を深め、適切な受診に努めます。</li> <li>・支援サービスを活用しながら、自身が抱える課題解決に向けた行動を起こします。</li> </ul>
互助	・医療制度・救急医療の役割を正しく理解し、啓発に努めま

: 地域の役割	す。 ・地域のなかでの助けあい活動や見守り活動を行います。
共助 : 事業者の役割	・医療を受けやすい職場環境の整備に努めます。 ・保健・医療・福祉に関する情報提供に努めます。
公助 : 行政の役割	・休日・夜間急病センターの運営など救急医療体制を確保します。 ・医療相談窓口の周知を図り、相談内容について、医療機関との連携を図ります。

## 2 関連事業一覧

本計画は、郡山市総合計画の保健福祉に関する分野の部門別計画であることから、郡山市総合計画の行政計画である第1次実施計画(令和8(2026)年度～令和11(2029)年度)の保健福祉分野の事務事業等を関連事業に設定します。

掲載内容調整中

# 第5章

## 計画の推進

## 1 横断的取組

社会福祉法において、市町村地域福祉計画には地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めることとされております。

「第5期郡山市地域福祉計画」では、以下の内容について各分野をまたぐ「横断的取組」として様々な施策を総合的かつ横断的に推進します。

1 孤独・孤立対策の推進

2 権利擁護と虐待防止の推進

3 セーフコミュニティ活動の推進

4 非常事態時の支援体制の充実

5 S D G s の推進

6 D X の推進

7 重層的支援体制の充実

## (1) 孤独・孤立対策の推進

少子高齢化や核家族化の急速な進行による人や社会とのつながりの希薄化など、時代の変化に伴う様々な社会的課題に直面しており、「ひきこもり」など特に孤独・孤立に起因する問題が深刻な社会問題として認識されるようになってきました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛などが、孤独・孤立に起因する問題をより一層深刻化させました。

このような社会情勢の変化を受け、令和6(2024)年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、孤独・孤立の状態にある方への支援等に関する取組みについて、その基本理念、国や地方公共団体の責務、施策の基本となる事項等について規定されました。

本計画では、「孤独・孤立対策の推進」を横断的取組として位置づけ、孤独・孤立対策推進法に基づき、「みんなで育てる支えあいのまち こおりやま」をスローガンとして、孤独・孤立対策に関する施策の推進に取り組みます。

## (2) 権利擁護と虐待防止の推進

判断能力が十分ではない方は、悪質商法の被害に遭いやすく、財産管理や契約手続きが困難になるケースも増えています。これらの課題に対応するには、包括的かつ横断的な支援体制が必要です。

こうした背景の中、成年後見制度は重要な役割を担っています。この制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方を法的に保護し、本人の意思を尊重しながら支援する仕組みです。本市では、成年後見制度の利用促進を目的として、市民後見人の養成や活動支援、制度の周知・啓発を進めるとともに、関係機関が連携するネットワークを強化しています。

また、虐待の未然防止、早期発見・適切な対応、再発防止ができるよう、市民や介護事業者等に広く周知するとともに、相談・通報体制を整備し、関係機関等と連携しながら、迅速かつ適正に対応します。

本計画においても、「権利擁護と虐待防止の推進」を横断的取組として位置づけます。成年後見制度をはじめとする権利擁護や虐待防止の対策により、地域全体で支え合う環境の構築に取り組み、誰もが尊厳をもって安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

### 【権利擁護支援の取組】

#### ①権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

郡山市成年後見支援センターを中心機関とし、地域連携ネットワークを強化し、権利擁護支援を推進します。

チーム（本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者）による本人支援体制をバックアップするため、権利擁護に関連する既存の協議会等や成年後見制度に関わる機関・団体等による地域連携ネットワークを強化し、制度の周知・啓発や相談対応、後見人等候補者の調整、後見人等への支援など、総合的な支援を実施し、制度の利用推進を図ります。

#### ②成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進に向け、中核機関を核とした「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」の4つの機能の充実・強化を推進します。

##### ア 「広報機能」

権利擁護に関する理解や関心を深め、成年後見制度の周知・啓発に努めます。

##### イ 「相談機能」

権利擁護支援を必要とする人・関係者などの相談に応じ、適切な支援につなぐことができるよう相談体制の充実に努めます。

**ウ 「成年後見制度利用促進機能」**

支援内容や適切な後見人候補者の選任等を検討するほか、市民後見人等の育成・活動支援に努めます。

**エ 「後見人支援機能」**

親族後見人や市民後見人の後見活動に関する相談対応や本人に身近な関係者チームへの支援に努めます。

**③成年後見制度に関する支援制度**

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、申立て人等が不在の場合において、市長申立てによる支援を行います。

また、経済的な理由で成年後見制度が利用できないことが無いよう、収入や資産等の状況により、後見人等への報酬や市長申立ての際の申立費用について助成を行います。

**【虐待防止対策の取組】**

**①虐待防止に向けた体制整備の強化**

各種連絡会議の合同開催等により、庁内担当部局や警察など関係機関との情報交換・情報共有を行うなど、虐待の発生予防、早期発見に向けた取組の推進及び連携の強化を図ります。

**②虐待への対応強化**

関係機関と連携しながら、虐待を受けている方への必要な支援又は保護を行います。

また、虐待の発生要因や背景等を分析するとともに、虐待を行うに至った養護者に対する相談、指導又は助言等を行い再発防止に努めます。養護者に該当しない者からの虐待等の権利侵害の防止についても、尊厳の保持と安全で安心できる生活環境等を確保するため、関係部局及び関係機関と連携し、支援に取り組みます。

### (3) セーフコミュニティ活動の推進

セーフコミュニティとは、「けがや事故などは偶然の結果ではなく、原因を究明することで予防することができる」という基本理念に基づいて、地域全体が協働でけがや事故の予防活動など、安全・安心の取組みを行っている地域のことです。

本市ではより一層の安全と安心に包まれた街づくりを加速させるため、平成26(2014)年、WHO(世界保健機関)が推奨するセーフコミュニティの国際認証取得を目指して活動を開始し、平成30(2018)年2月2日に国内15番目、県内では初めてとなる国際認証を取得しました。

セーフコミュニティ活動の推進によりけがや事故が減少することで、市民の誰もが求める「安全・安心」の向上や地域住民、関係機関、各種団体と行政が協働することによる情報や連帯意識の共有、国際基準による安全・安心の取組みを行う自治体としての地域イメージの向上が期待されます。これらの効果は、本計画の基本理念や基本方針にも通ずることから、セーフコミュニティ活動を本計画においても推進します。



セーフコミュニティ郡山



#### (4) 非常事態時の支援体制の充実

近年、日本では多くの大規模自然災害が発生し、社会に深刻な影響を及ぼしています。平成23(2011)年の東日本大震災、令和元(2019)年の令和元年東日本台風、令和4(2022)年の福島県沖地震など、頻発する自然災害により多くの住民が被災し、生活基盤を失う状況が続いている。

また、新型コロナウィルス感染症の感染拡大（パンデミック）は、社会全体に新たな課題をもたらしました。パンデミックにおいては、DX化が加速した一方で、社会的孤立や離職・休業による経済的な困窮の問題などが顕在化していった時期でもありました。

このような状況を踏まえ、「非常事態時の支援体制の充実」を横断的取組として設定します。自然災害や感染症拡大時においても、要配慮者や外国人を含むすべての住民が迅速かつ適切な支援を受けられるよう、自然災害・感染症対応に係る支援や関係機関との連携を図ることにより、非常事態に強い体制づくりに取り組んでいきます。

## (5) S D G s の推進

S D G s とは、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略で、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。平成 27(2015)年9月に国連サミットで採択され、「誰ひとり取り残さない」ことを基本理念に掲げています。国や自治体でも、この理念を政策や事業に反映した取組が進んでいます。本市は、令和元(2019)年7月1日、自治体による S D G s の達成に向けた優れた取り組みを行う都市として、「S D G s 未来都市」に選ばれています。

のことから、S D G s の推進を横断的取組として設定します。福祉の視点から、健康や福祉、ジェンダー平等、環境保全などの課題に取り組み、誰もが役割を持ち、お互いが支え合うことで誰ひとり取り残さない持続可能なまちづくりを進めます。



## (6) DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

DX(デジタルトランスフォーメーション)とは、デジタル技術の導入と普及によって、企業や行政の組織運営や活動、社会の仕組み、さらには人々の暮らしなどが根本から変革することを意味しています。

本市においても、地域住民の利便性向上や業務効率化を目的に、各種行政手続きのオンライン化をはじめ、業務全般のシステム化や生成AIなどの技術を活用し、福祉行政分野のDXを一層推進します。

### 生成AIを活用した相談業務サポートシステム

相談内容を自動文字起こしでテキスト化し、生成AIが要約してくれるシステムを令和7(2025)年度に導入しました。記録作成に要する時間を削減できるだけでなく、音声データとして100%記録されるため、これまで職員の記憶や相談メモに頼つて作成していた相談記録の質も向上しています。

また、相談内容に応じたガイダンス機能が表示されるため、職員の経験に左右されない相談窓口を提供できます。

写真

## (7) 重層的支援体制の充実

一体的に策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」(64~75ページ)において詳述します。

## 2 郡山市社会福祉協議会との協働による推進

郡山市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を担う団体として、地域福祉の普及・啓発、人材育成、支援事業など、さまざまな事業を展開しています。

また、市内 13 の地域に地区社会福祉協議会を設置しており、そのうちの一つである郡山地区内にはさらに 26 の支部を組織しています。地域の町内会や民生委員・児童委員、各種団体の方々が「福祉委員」として、サロン活動や見守り活動など、地域に根ざした多様な活動を行っています。

本計画においては、郡山市社会福祉協議会を引き続き地域福祉の重要な担い手として位置づけるとともに、同協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携を図りながら施策を推進します。

## 3 計画の進行管理・評価方法

本市では、本計画を実効性のある計画とするため、「郡山市総合計画」及び福祉分野の個別計画における数値目標及び実績を用いることで、各種施策の実施について行政評価や各個別計画の年次評価などにより進行管理を行います。



# 第6章

## 重層的支援体制整備事業

### 実施計画

## 1 背景と目的

社会情勢の変化に伴い、「ダブルケア」や「8050 問題」など単独の支援機関だけでは対応が困難な複雑化・複合化する生活課題を抱える世帯が増加しています。また、地域のつながりの希薄化及び家庭や地域で支えあう機能の低下に伴い、課題を抱えながらも制度の狭間で孤立してしまう社会的孤立の問題が顕在化しています。

さらには、支援終結に至らず支援期間が長期化する傾向にあり、福祉ニーズに対応するための支援体制を構築する必要性が高まっています。

令和3(2021)年4月に施行された改正社会福祉法においては、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を推進するための「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本市では、令和5(2023)年度に移行準備事業を実施、令和6(2024)年度から事業を開始し、包括的な支援体制の構築を進めていることから、「重層的支援体制の充実」を横断的取組として位置づけ、地域福祉計画と重層的支援体制整備事業実施計画を一体的に策定します。

本実施計画の策定により、重層的支援体制整備事業の基本方針や方向性について庁内の関係所属と外部の支援機関等との認識の共有を図るとともに、事業内容及び事業提供体制を明示して各関係機関が共通認識のもとで包括的な支援体制の構築を図ります。

## 2 実施計画の位置づけ

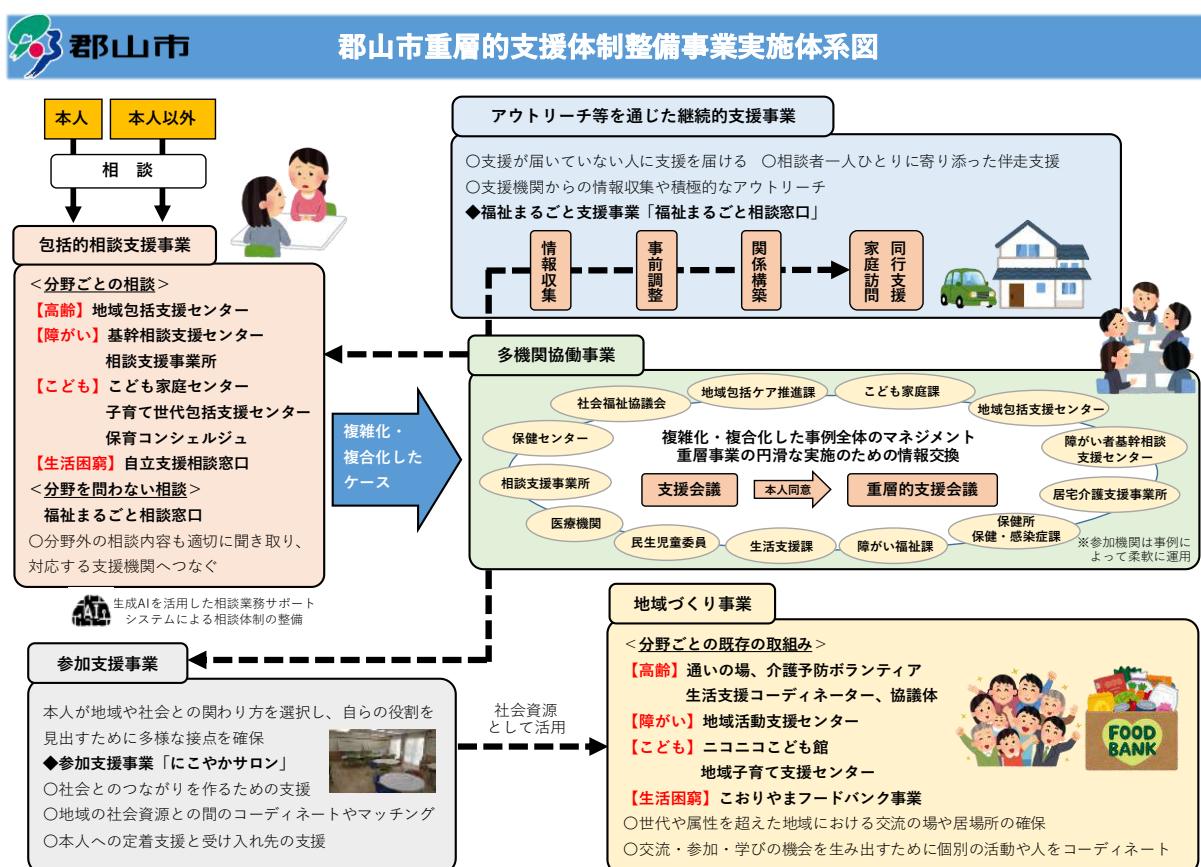
本実施計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項やその他必要な事項を定めます。

また、高齢、障がい、子ども等、関連する各分野の次に掲げる個別計画との整合を図ります。

分野	個別計画名
高齢	郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画
障がい	郡山市障がい者福祉プラン
子ども	郡山市子ども・若者計画

### 3 事業全体の基本方針

- 高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野における相談支援や地域づくりの既存の事業の取り組みを活かす
- 市役所庁内と庁外の多岐に渡る支援機関等をマネジメントし、多機関の協働による重層的な支援体制の構築を図る
- 分野を超えて支援機関や地域と連携を図り、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」に加え、「継続的な伴走支援」と「多機関協働による支援」の新しい機能を付加し、これらを一体的に実施する
- 住民の多様な生活課題を地域全体で包括的に支え（地域共生社会の実現）、社会的孤立や複合的課題を抱える住民を早期に発見して支援につなげる（誰一人取り残さない支援）



## 4 事業実施内容及び実施体制

重層的支援体制整備事業における各事業は、社会福祉法第106条の4第2項各号において規定されており、本市では次に掲げる事業を実施します。

### (1) 包括的相談支援事業

高齢、障がい、こども、生活困窮等の各分野の相談窓口において、属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、分野外の相談内容も適切に聞き取って、対応する支援機関につなぎます。

また、受け止めた相談のうち、単独では対応が難しい複雑化・複合化した相談事例については、他の支援機関と連携を図りながら適切に対応するほか、多機関協働事業につなぎます。

#### 《地域包括支援センターの運営》

##### ①高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）

事業内容	介護予防の推進と地域包括ケアの推進を図るため、直営の基幹型地域包括支援センター及び委託による地域包括支援センターを設置し、高齢者への総合相談や介護予防ケアマネジメント等を行う。また、高齢者虐待防止法に基づき、相談や対象者の保護を含めた適切な対応を行うとともに、虐待防止啓発や関連機関との連絡体制の構築を推進する。
対象分野	高齢
運営形態	直営及び委託
設置箇所数	【直営】基幹型地域包括支援センター：1か所 【委託】高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）：17か所
設置形態	基本型
担当課	地域包括ケア推進課

#### 《相談支援事業》

##### ②基幹相談支援センター、相談支援事業所

事業内容	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、福祉制度の有効活用等について、相談者のニーズに合わせて助言を行う。また、地域における相談支援の中核的な役割を持つ障がい者基幹相談支援センターを中心に、総合的な相談支援業務や相談支援事業所への指導・助言、相談支援員の育成等、障がい者の権利擁護などの業務を行う。
対象分野	障がい
運営形態	委託
設置箇所数	基幹相談支援センター：1か所

	相談支援事業所：7か所
設置形態	基本型
担当課	障がい福祉課、保健所保健・感染症課

《利用者支援事業》	
③保育コンシェルジュ	
事業内容	専門の研修を受けた「保育コンシェルジュ」が、保育資源・保育サービスの情報提供や育児相談を受けるとともに、利用者と施設のマッチングを行うほか、入所待機中の保護者へ状況確認や相談に応じるなど、子育て家庭の施設利用に対する支援を行う。
対象分野	こども
運営形態	直営
設置箇所数	1か所
設置形態	基本型
担当課	保育課
④子育て世代包括支援センター（ニコニコサポート窓口）	
事業内容	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、専門のコーディネーターを配置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行う。
対象分野	こども
運営形態	直営
設置箇所数	5か所
設置形態	基本型
担当課	こども家庭課
⑤こども家庭センター	
事業内容	児童とその家族の福祉の向上を図るために、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う。 また、子育てに悩みを抱える保護者等やこども本人からの相談、ヤングケアラーの相談等に対して、コミュニケーションツールとして多くの市民が利用しているLINEを活用した相談業務を行う。
対象分野	こども
運営形態	直営
設置箇所数	1か所
設置形態	基本型
担当課	こども家庭課

《自立相談支援事業》	
⑥自立支援相談窓口	
事業内容	生活困窮者等様々な悩みを抱えている方の自立の促進を図るために、生活困窮者自立支援法に基づき自立支援相談窓口において生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ型相談を行い、住居確保給付金事業や家計改善支援事業の活用、関係機関への同行支援や就労支援員によるハローワークと連携した就労支援等を実施して生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援する。多様で複合的な課題を包括的に受け止め、関係機関と連携して支援を行う。
対象分野	生活困窮
運営形態	直営及び委託
設置箇所数	1か所
設置形態	基本型
担当課	保健福祉総務課

※包括的相談支援事業の設置形態の類型

- ・基本型…単一の事業の委託を受け支援を実施する形態
- ・統合型…複数分野における各事業の委託を受け集約して支援を実施する形態
- ・地域型…地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態

## (2) 参加支援事業

様々な理由により社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な方について、本人が地域や社会との関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保するとともに、本人のニーズと地域資源との間の調整を行い、社会とのつながりを作るための支援を行います。

参加支援事業「にこやかサロン」	
事業内容	社会的自立を促進することを目的とした気軽に参加できる居場所の提供を行い、参加者の意向に応じ就労体験など複数の課題メニューから希望するものを選択して参加できるようにして、前向きな気持ちや社会とのつながりを感じてもらい、自立へのステップアップ等を図る。 民生・児童委員や町内会関係者などの地域協力者との連絡会を実施し、参加対象者の把握のほか、事業内容や実施状況について共有・協議し、既存の社会資源の把握や活用の必要性を検討する。 また、居場所参加から次の目標へ向かう意向がある参加者の各支援機関・支援者へのつなぎを支援する。
対象分野	すべて
運営形態	委託
設置箇所数	1か所

担当課	保健福祉総務課
-----	---------

### (3) 地域づくり事業

高齢、障がい、子ども、生活困窮等の各分野における既存の事業を活用しながら、世代や属性を超えた地域における交流の場や居場所を確保し、住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生や深刻化の防止を目指します。

①地域介護予防活動支援事業	
事業内容	高齢者自らがより介護予防に関心をもてるよう、親しみやすく継続して取り組めるような運動を広く周知するとともに、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。(介護予防ボランティア育成研修の実施、通いの場の活動支援事業)
対象分野	高齢
運営形態	直営
設置箇所数	一
担当課	地域包括ケア推進課

②生活支援体制整備事業	
事業内容	生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターの配置や、生活支援等サービスの提供主体等が参画する定期的な情報共有及び連携強化の場としての協議体を設置し実施することで、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する。
対象分野	高齢
運営形態	委託
設置箇所数	1か所
担当課	地域包括ケア推進課

③地域活動支援センター機能強化事業	
事業内容	障がい者に対して、創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業を行う地域活動支援センターの充実を図る。
対象分野	障がい
運営形態	委託
設置箇所数	8か所
担当課	障がい福祉課、保健所保健・感染症課

《地域子育て支援拠点事業》

④こども総合支援センター「ニコニコこども館」事業

事業内容	「ニコニコこども館」において、子育ての相談、親子のふれあい、親同士こども同士の交流を図るため、様々な事業を実施し、総合的な子育て支援を図る。
対象分野	こども
運営形態	委託
設置箇所数	1か所
担当課	子育て給付課

⑤地域子育て支援センター事業

事業内容	地域子育て支援センターにおいて子育てに関する相談を受けることにより、子育ての不安感の軽減や、親子のふれあいや情報交換を図る。
対象分野	こども
運営形態	指定管理
設置箇所数	4か所
担当課	子育て給付課

⑥生活困窮者支援等のための地域づくり事業（こおりやまフードバンク事業）

事業内容	理解を得られやすい身近な取り組みとして、生活困窮者等に十分な食料品を提供できるよう、関係団体や個人に対してフードバンクの仕組みや必要性、食料品提供について広く周知するなど、行政・事業者・地域住民参画により、安定的で持続可能なフードバンク活動が展開できるような取り組みを実施することにより、理解の醸成と地域密着型の食料支援体制の確立を目指す。 食料品支援の相談・提供は相談支援機関からを基本とすることで、一時の対処的な支援ではなく継続的な支援を担保する。
対象分野	生活困窮
運営形態	委託
設置箇所数	1か所
担当課	保健福祉総務課

#### (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

長期にわたりひきこもりの状態にある方や制度の狭間にある方など、自ら支援につながることが難しい方に支援を届けるため、相談者一人ひとりに寄り添った伴走支援を行い、関係性の構築を図ります。また、支援機関からの情報収集や積極的なアウトリーチにより、潜在的な相談者の把握に努めます。

福祉まるごと支援事業「福祉まるごと相談窓口」

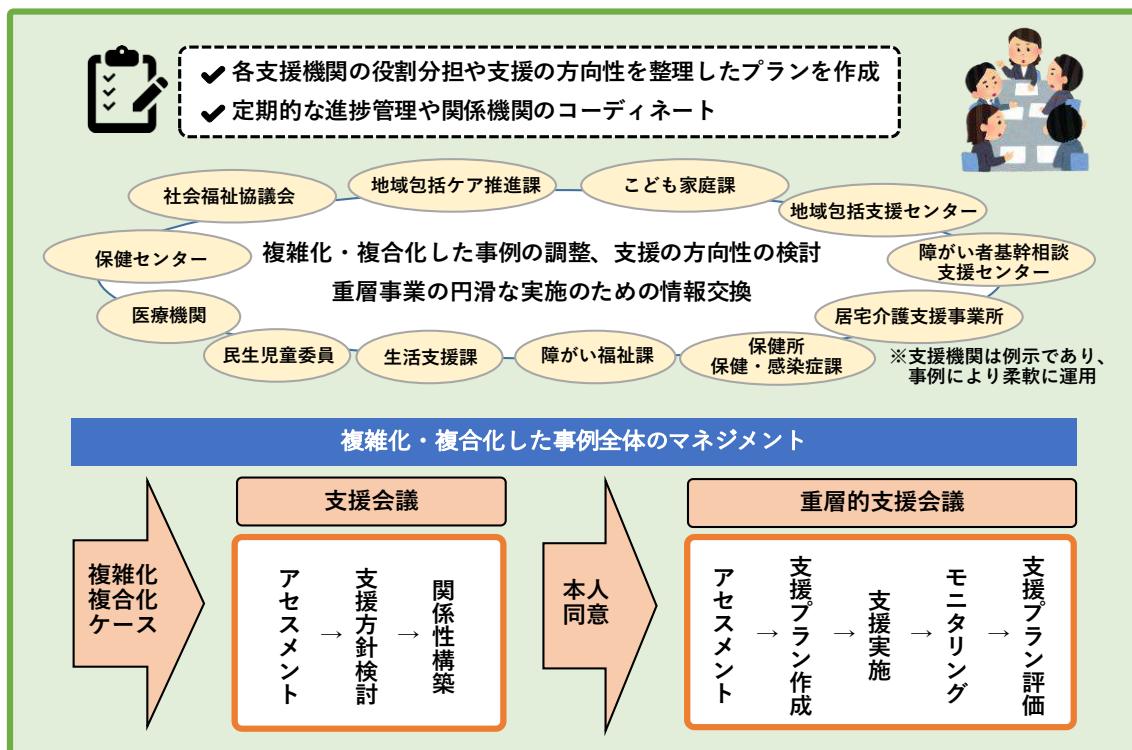
事業内容	地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズを踏まえ、「ダブルケア」や「8050問題」など一つの相談支援機関だけでは対応困難な複雑化・複合化する課題に直面し、継続的な支援を必要とする世帯が抱える複合的かつ多様な生活課題を「丸ごと」受け止め、相談者一人ひとりの相談内容に合わせて様々な関係機関をつなぎながら、世帯等に寄り添った伴走支援を行う相談窓口を配置し、包括的な相談支援体制の構築を行う。 また、支援機関からの情報収集や積極的なアウトリーチにより、窓口に足を運べない潜在的な相談者への支援や関係構築を行う。
対象分野	すべて
運営形態	委託
設置箇所数	3か所
担当課	保健福祉総務課

## (5) 多機関協働事業

単独では対応が難しい複雑化・複合化した相談事例について、支援全体のマネジメントを行い、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようコーディネートを行います。

多機関協働事業	
事業内容	単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題を抱える事例に関して、支援会議や重層的支援会議の開催による情報共有、相談支援機関の役割分担の調整や支援の方向性を整理したプランの作成、定期的な進捗管理や関係機関のコーディネートを行い、支援全体のマネジメントを実施する。
対象分野	すべて
運営形態	委託
設置箇所数	1か所
担当課	保健福祉総務課

### <多機関協働事業における支援の流れ>



## 5 支援会議及び重層的支援会議の実施方法

複雑化・複合化した福祉ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、郡山市多機関協働事業実施要綱に基づき、支援会議及び重層的支援会議を開催します。

### (1) 支援会議

位置付け	社会福祉法第106条の6の規定に基づく会議であり、会議の構成員に対し守秘義務を設けることで、支援機関等の情報共有や役割分担が進まない複雑化・複合化した課題を抱える事例及び予防的・早期の支援が必要にも関わらず体制整備が進まない事例について、本人の同意が無くとも情報共有等を可能とし、地域における必要な支援体制の検討を円滑にする。本人同意後は、重層的支援会議に移行する。
役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・気になる事案の情報提供、情報共有</li><li>・見守りと支援方針の理解</li><li>・必要な支援体制に関する検討</li></ul>
開催時期	事例に応じて隨時開催

### (2) 重層的支援会議

位置付け	重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、多機関協働事業において開催する。包括的相談支援事業等において把握した単独では対応が難しい複雑化・複合化した相談事例のうち、情報共有に係る本人同意を得た事例に関して、各支援機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成して会議に諮り、支援の方向性の共有や適切性の協議等を行う。
役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・プランの適切性の協議</li><li>・支援提供者によるプランの共有</li><li>・プラン終結時等の評価</li><li>・社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討</li></ul>
開催時期	事例に応じて隨時開催

### (3) 会議の構成員

支援会議及び重層的支援会議は、次に掲げる関係機関に属する者の中から事例に応じて構成員を選定し、開催します。

庁内	市民税課、収納課、市民・NPO活動推進課、ダイバーシティ推進課、国民健康保険課、セーフコミュニティ課、保健福祉総務課、生活支援課、障がい福祉課、健康長寿課、地域包括ケア推進課、介護保険課、保健所保健・感染症課、こども総務企画課、子育て給付
----	---

	課、こども家庭課、保育課、産業雇用政策課、住宅政策課、学校管理課、学校教育推進課、総合教育支援センター、営業課
関係機関等	郡山市社会福祉協議会、地域包括支援センター、郡山市障がい者基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援相談機関、就労準備支援事業実施機関、ひきこもり相談支援機関、介護関係機関、障がい者相談支援関係機関、就労支援関係機関、住宅関係機関、教育関係機関、民生・児童委員
その他	市関係機関、その他関係機関及び関係者で会長（保健福祉総務課長）が指名する者

## 6 支援関係機関間の連携に係る取組み

庁内	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援会議及び重層的支援会議の構成員となる所属の課長補佐に「重層的支援体制整備事業連携推進担当」を発令し、庁内の連携強化を図って包括的な支援体制を構築し、困難な課題を抱えた世帯の福祉ニーズを捉え、適切な支援につなげる。</li> <li>支援会議の仕組みを活用し、重層的支援体制整備事業の実施状況に関し情報共有を行い、各事業の実施結果及び課題に対して意見を聴取し、各事業の今後の事業実施体制へ反映させる。</li> </ul>
関係機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関主催の会議等において多機関協働の取組みの周知や研修会等を開催する。</li> <li>支援会議の仕組みを活用し、重層的支援体制整備事業の実施状況に関し情報共有を行い、各事業の実施結果及び課題に対して意見を聴取し、各事業の今後の事業実施体制へ反映させる。</li> </ul>

# 資 料 編

## 1 郡山市地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、協働により地域福祉の総合的な推進を図る郡山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、有識者の意見を聞くために開催する郡山市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (委員会の役割)

第2条 委員会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る調査等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

### (委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、地域福祉について優れた識見を有する者の中から市長が依頼する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉及び医療関係者
- (3) 地域活動団体等関係者
- (4) 公募市民
- (5) その他市長が指名する者

3 委員への依頼期間は1年以内とする。

4 委員会には座長を置き、委員の中から互選により選出する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 会議は、座長が進行する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が会議を進行する。

### (関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において行う。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関して必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則 (略)

## 2 郡山市地域福祉計画策定委員会委員名簿

【依頼期間】令和7年7月17日から令和8年3月31日まで

No.	氏名	所属団体等	備考
1	あべ 光浩	郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会 会長	
2	えんどう 遠藤 寿美子	公募委員	
3	えんどう 遠藤 佳伸	公募委員	
4	くぼ きく 久保木 優佳	公益社団法人福島県看護協会郡山支部 副支部長	
5	くらしな 蔵品 利江	一般社団法人福島県理学療法士会県中支部 副支部長・事務長	
6	さくま じゅんこ 佐久間 順子	一般社団法人福島県社会福祉士会 理事	
7	さの 幸男 佐野 幸男	郡山公共職業安定所 所長	
8	すずき たつや 鈴木 龍也	福島県立あぶくま支援学校 校長	
9	すずき やすひろ 鈴木 康弘	社会福祉法人ほっと福祉記念会 理事長	
10	すみこし まこと 隅越 誠	一般社団法人郡山医師会 副会長	
11	せや まりこ 濱谷 真理子	郡山女子大学 教授	
12	たかはし まさみつ 高橋 正光	郡山市民生児童委員協議会連合会 副会長	座長
13	たきた かずき 滝田 一樹	郡山市認可保育所長会 副会長	
14	ながみね えいいち 長峯 栄一	郡山市自治会連合会 会計理事	
15	ほそかわ かつえ 細川 賢恵	郡山市地域包括支援センター連絡協議会 会長	
16	みずしま むつこ 水島 瞳子	一般社団法人郡山歯科医師会 理事	
17	みづの ときこ 水野 時子	公益社団法人福島県栄養士会 常務理事	
18	やぎうち ゆういち 柳内 祐一	社会福祉法人都山市社会福祉協議会 事務局長	職務代理者
19	わかまつ かつあき 若松 克明	福島県弁護士会郡山支部	
20	わたなべ くにこ 渡辺 久仁子	郡山人権擁護委員協議会 常務委員	

【五十音順・敬称略】

### 3 郡山市地域福祉計画策定検討会設置要綱

#### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、協働により地域福祉の総合的な推進を図る郡山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、調査及び検討を行うため、郡山市地域福祉計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (3) 計画に係る調査等に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

#### (組織)

第3条 検討会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長には保健福祉部次長兼保健福祉総務課長、副会長には保健福祉部次長兼生活支援課長をもって充てる。
- 3 会員は次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 別表に掲げる関係各課及び関係機関の職員
  - (2) その他会長が指名する者

#### (会長等)

第4条 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 検討会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

#### (関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第7条 検討会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において行う。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (略)

別表（第3条関係）

総務部	総務法務課長、防災危機管理課長
政策開発部	未来創造課長、広聴広報課長
財務部	財政課長
市民部	市民・NPO活動推進課長、ダイバーシティ推進課長、セーフコミュニティ課長
文化スポーツ観光部	文化振興課長、スポーツ振興課長
環境部	環境政策課長
保健福祉部	保健福祉総務課長、生活支援課長、障がい福祉課長、健康長寿課長、地域包括ケア推進課長、介護保険課長、保健所総務課長、保健所健康政策課長、保健所保健・感染症課長、保健所健康づくり課長
こども部	こども総務企画課長、子育て給付課長、こども家庭課長、保育課長
農商工部	農業政策課長、産業雇用政策課長
建設構想部	道路計画課長、住宅政策課長
都市構想部	都市政策課長
教育総務部	総務課長、生涯学習課長
学校教育部	学校管理課長、学校教育推進課長、総合教育支援センター所長
社会福祉法人郡山市社会福祉協議会	

## 4 郡山市地域福祉計画策定作業部会設置要綱

### (設置)

第1条 郡山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり必要な事項や施策の検討及び推進を図るため、郡山市地域福祉計画策定作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画内容の検討及び計画案の作成に関すること
- (2) 計画策定に係る調査及び研究等に関すること
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は保健福祉総務課長補佐をもって充て、副部会長は保健福祉総務課総務管理係長をもって充てる。

3 部会員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 別表に掲げる関係各課及び関係機関の担当職員
- (2) その他部会長が指名する者

### (部会長等)

第4条 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 部会の会議は、必要に応じて部会長が召集する。

### (関係者の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 部会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

### 附 則

### (略)

別表（第3条関係）

保健福祉部	保健福祉総務課、生活支援課、障がい福祉課、健康長寿課、地域包括ケア推進課、介護保険課、保健所総務課、保健所健康政策課、保健所保健・感染症課、保健所健康づくり課
こども部	こども総務企画課、子育て給付課、こども家庭課、保育課
社会福祉法人郡山市社会福祉協議会	

## 5 関係法令抜粋

### (1) 社会福祉法

(重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
  - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
  - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
  - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
  - ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
- 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
  - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
  - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
  - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
  - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(重層的支援体制整備事業実施計画)

- 第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### (市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営

する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

## （2）成年後見制度の利用の促進に関する法律

### （市町村の講ずる措置）

**第十四条** 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。